

唐王朝前半期における食実封制について——当該

国家権力による「均田農民」支配の一環としてみた——

一、はじめに——課題と方法——

二、封戸と「百姓」——封戸は「百姓身分ではなかつたか——

三、高宗朝以前の食実封制と唐の「戸」支配について

ノ高宗朝以前の食実封制について

ニ、唐祖調庸時における国家の「戸」支配について

ヨ、「百姓」||「戸」支配の在り方と高宗朝以前の食実封制

四、食実封制の展開といわゆる開元新制について

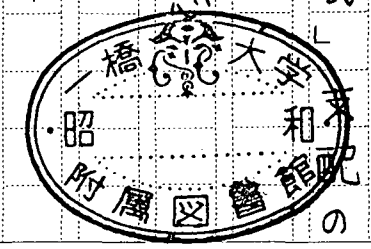
ノ高宗朝以後の食実封制の展開

ニ、封戸ならし封戸の在り方をめぐる問題と開元新制

五、おわりに

唐王朝前半期における食実封制について
— 当該国家権力による「均田農民」の
— 環としてみた —

山根清志



一 はじめに — 課題と方法 —

唐の前半期、国家の基本が律と令との二大法典によつて総べられていたのは既に周知に属するのであるが、その令制下は、無視しえない(と思われる)制度の一つとして、封爵および食封制があった。

すなわち、封爵は、宗室あるいは庶姓の功業大なる者に対して与えられる栄典であつて、その殊遇は本人一身のみで止まらず、子々孫々にまで伝襲するを聴された。この封爵授与に伴つて与えられるのが食封なのであつて、それ自体はさらに虚封と実封とからなつていて、その中、食封の名ありと雖も実なきものも、封爵同様に栄誉的色彩が濃い虚封に係り、他方、財産的利益を以て恩沢に与りえられたのが

実封であつた。

したがつて、この実封こそは、封爵が水でみずからを経済的に実現する代表的な形態に属し、当時の社会経済にそれゆゑ直接に関連せざるをえなかつたのである。これをさらに食封制に即していうなら、食封の名と実とを俱に兼ね備えていゝという点よりして、実封はまさに該制度における核心であつたといふるのである。(1) 何よりと社会経済史的関心より関説を意図せる本稿は、したがつてかかる実封の制度 || 食実封制をめぐつて存在しうる諸問題にのみ、その論ずる対象を限定する。

それでは従来、唐の食実封制に関する研究はいかなる軌跡をたどつて今日に及んでいるのであろうか、つぎに少しくこの点についてみておく必要がある。

まずは、仁井田陞氏による「唐代の封爵及び食封制」(2) (一九三九年)があげられねばならない。同氏の一連の業績の中にあつて、戦前に書かれたこの論考はすぐれて考証的かつ

制度史的であることに大きな特徴をとり、
た。が、それだけに、「封爵及び食封制」と
いうヨリ広い枠組の中で、本稿で扱おうとす
る食実封制⁽²⁾についても、およそ制度史的視点
からするかぎりの概要及び変遷に関しては、
同氏のこの労作によつてすでに基本的な線が
あきらかになされているといつて過言ではな
いのである。したがつて「唐代の封爵及び食
封制」以後の研究史的発展は、客観的可能性
かうして、また現実の結果からして、次の
ような二方向であらわれえ氏なのである。
なわち第一に、制度史の見地に立つて仁井田
氏の基本線を個別的に深化させるか、ないし
同氏においてほなお留保的であつた点を実証
することである。しかるにこの方面で、今に
いたるも依然残されている大きな問題の一つ
は、いわゆる七丁封戸制と三分制に関するこ
のである。

次いで第二は、そうした制度史的諸成果を
前提としつと単に制度史の見地に立つので

はなく、そうした制度ないしその変遷をみる
ことによつてむしろ背後にあり或いはそれと
関連せる社会的及び経済的な側面・問題にた
いして照点を当てようとするものである。こ
のばあいにおいては、前に指摘するとき今
に至るもなお残されている制度史的考証の未
解決部分——いわゆる丁封戸制や三分制に
関する等の問題は、それに関説しようとする
かぎり、他の諸命題との関連の中、個々の論
者がいかん統一的位置づけうるのかという
すぐれて解釈上の問題として立ち現れてくる
に相違ない。

しかして、仁井田氏の論文より後ち、前者
の方向で書かれたのが今堀誠二氏の「唐代封
爵制拾遺」(一九四二年)であつた。すでに
同氏の論題からどうかかえるように、基本的
にはこれは、かの仁井田論文にたいする関係
においてそれを制度史的に補遺するものであ
つたといふことができるであらう。

他方、後者の方向でとりあげられねばなら

ないのか、戦後になって奇しくも同じ一九六六年に著された礪波護氏の「隋の貌閲と唐初の食実封」⁽⁵⁾と日野開三郎氏の「唐朝租庸調時代の食封制の財政史的考察」⁽⁶⁾との両論文である。まずは礪波氏の「あいをみてみよう」。隋唐初における個人身支配の存在を否定しようとする強い動機の下に、同氏は「つぎのよう」に論点を定立する。

貌閲とは、豪族の勢力下にあつた依附戸を中央政府の編戸の民にすることであり、食實封制とは、封建制のことである。だから、貌閲が完全に成功し、食實封制を有名無實化して、はじめに個人身支配が貫徹する筈である。

然るに、いずれもそうはなっていない。したがって隋唐初を個人身支配の時代と規定することはできない、というのである。食実封制については、「唐初期の食實封は、本来の規定を無視し、すこぶる廣範に施行されたからだとする。使用せられている封建制概念

（個人身支配概念と対立させられている以上は、単なる史料用語としての封建制ではない）がさだかではないのを問わないとしても、同氏の見解にはいくつかの難点が存在しているように見受けられる。

その第一は、「国制」としての食実封制それ自体の性格と、その現実的運用における特定の局面で「本来の規定を無視し、すこぶる廣範に施行され」たことを無區別に混同し、後者の“現実”を以て、食実封制を一般的な「個人身支配」という概念とは全く相容れない」とのと断じている点である。とりあえず事実認識の面からのみみても、「食、封、制を逾ゆ」というごくくく食実封が展開するのは早くとも高宗期から睿宗期までのことにかぎられ、にも拘らずそこでみとめられ「現実」に拘って唐初の時代全期にわたる食実封制の史的性格を語るのには、それ自体不当な一般化であろう。そのかぎりでは、玄宗期の肅正の事実をも併せて考えて、高宗期、睿宗

期における国家機能の特殊な在り方の問題（
 例えは皇帝の個人的恣意の個別的発現形態と
 「国家必然」との関係など）として処理する
 ことの方が自然ですらありうる。「長寧・安
 樂諸公主は、多く僮奴を縦^縦し、百姓子女を掠
 して奴婢と爲さしむ。侍御史袁從之、収め獄
 に繋ぎて之を治せんとす。公主上（中宗）
 に訴え、上、手ずから制して之を釋す。從之
 奏稱す、「陛下、奴を縦して良人を掠せしめ
 らば、何を以て天下を理めん」。上、竟^竟之を
 釋す。」⁽⁷⁾ともあるように、この時期、一般原則
 （ここでは良賤制）には立脚し乍らも皇帝み
 ずからによるそれへの個別的否定行為は数多
 く見受けられるのである。それと一つ。
 食実封制がそもそも令制であつたといふこと
 のもつ意味である。前近代とりわけアジアの
 はあいにおいて、近代と同様に経済的必然
 性が法規範の成立に常に一義的、直接的であ
 つたとはいえないであろうか、かといつて、
 食実封制が律令的「国制」として存在しえて

いるのは当該国家権力の主観的選択にかかる
 ことではなく、やはり一定の経済的諸関係が
 国家意志（「支配共同体」の意志）を通過し
 て客観化し法規範・制度化せられているとの
 と認めねばなるまい。だとするならまさしく
 食実封制は律令体系全体に具現される当該
 国家権力の意志の一構成部分としてこそ位置
 づけられるべく、律令がなお基本的に生命を
 保持しえている唐初にあつて、もとよりそれ
 は、公権力による法的収奪者——一般良人への
 基本的支配と、本質において抵触ないし背馳
 するところではありえないように思われる。
 第二に。しかしながら一方、下とい本々令
 制下の制度ではあつて、その制度の施行・
 運用の過程を契機として、令制的内容を内
 部崩壊させていくような関係が成長してくる
 ことは必ずしもありえないことではない。か
 唐初の食実封制がそういうものであつたかど
 うかは全く別の問題であらう。そのうえ同氏
 のばあい、隋・唐初を個人身支配の行なわ

れた時代ととらえる説に異説をとなえるべく、
 隋では貌閱、唐初では食実封制を考察の対象
 としたというのであるから、そこでの唐初の
 食実封制は「封建制」とは、自ずから社会構
 成上の単なる副次的要素といふべきとまらな
 い、論理的にはそれが、社会の質規定の面で
 少なくとも構成的比重を占めていたと主張す
 るに等しいものであるはずである（そうでは
 なく食実封制は「封建制」を単なる副次的要
 素として主張するのであれば、唐初を個人
 身^{支配}配の時代とする説にとって必ずしも本質
 的な異説とはなりえない）。そうだとするなら
 は同氏は、唐初の食実封制が当該社会に少な
 くとも構成的比重を占めていたことを証明
 せねばならない。ところで同氏は、「食實封
 制や蕃鎮體制という形で、個人身支配とい
 う概念とは全く相容れない、封建制が存在し
 た」というが、食実封制に真実そのような意
 義を含蓄させうるのは、単に「自徴」・「移
 改」・水旱に際する損免不適用などといっ

“現実”を例示することではない筈である。
 まさしくそこで問題とさるべきなのは、もと
 もと皇帝の「恩澤」に媒介されてはじめて成
 立しえ、氏個々の封家—封戸関係が、かの高宗
 期から睿宗期までの現実においてであれ、相
 対的に公権力の支配から独立せる私的領有関
 係を形成しえていたのか否かということ、こ
 れであろう。か、同氏はこれと証明していな
い。この点、史料で「其の安樂・太平公主の
封は、又た富戸を取り、損免の限に在らず。」
 とか、「諸色の應に實封を食むべき家の封戸
は、一定以後、輒く移改すること有るを得ざ
れ。」などとみえていることは、全体として食
 実封制にたいする封家の関心が奈辺にあつた
 ものかを示唆しているよう。すなわち封家の関
 心は、その封戸を私的、個別的な領有関係の
 もとに置くことにあつたのではなく、いなむ
 しろ在在地性には殆ど配慮を欠いていゝごとく
 に、却つて、封物の有効的な徴収如何という
 この一点にのみ存在していらつたことが知られる

のである。このようなあり方を示す食実封制は、したかつてその意味において、文字通り社会にたいしては寄生的性格を有するものにとどまっていたとでもいう他ないであろう。それゆえ、高宗と睿宗朝時期にあらわれる、封家による「自徴」・「移改」・水旱に際しては損免不適用などといった「現実」と、その皇帝のルーズな「恩澤」拡大に照応せるそのうした寄生性の助長された諸結果にすぎないのであって、かかる「現実」の発現したことでそれ自身を、あたかも食実封制に独自かつ内在的な発展があつたかのように取り扱うことは根拠があいてとほしいものであるといわざるをえない。これはまた、つづく玄宗期における食実封制の肅正が、封家の側のさしたる抵抗もなく成就されていくのはなぜか、という点とも密接にかかわっているはずである。以上、礪波氏の食実封制にたいする位置づけには左袒できないように思う所以である。

つづいて日野氏のばあいについてみておこ

う。まず食実封制の位置づけに關してみれば、同氏が結論的に導き出したのは、

唐の食封制は封戸内課丁の公税たる租庸調を封物として封家に与えるのみで、封土は与えず、又封家の恣意的な税役徴収を許していなかつたのであるから、封家に領主的性格はなく、従つて食封制は名を封といふも封建の实体とは程遠いものであつた。ということである。この点は、本稿での食実

封制に於ける認識とむしろ重なり合う部分であると思ふ。か、一言でいうなら、食実封制を国家の財政的側面からとりあげたのが日野氏であつた。そのほあい、分析に先んじて同氏は、「高宗の中晩年より武・韋両后の治世はこの（太宗治世の・山根）隆昌太平の余

光に狎れた放漫政治の下に祖業が紊された時代、そのあとを承け、玄宗の治世はこの紊亂引締めの諸制度革新が一応成功して開元の甲興と称せられる隆昌を再現した時代」との時代認識をあらかじめ立ち、食実封制と「こう

し大勢の時代の推移をそのまま反映しているものとうえる。そのもとで、食実封制の財政史的考察をば、封家・封戸・封丁の數相統制、封物徴収の方式、封家取得分等の多岐にわたつてこのころみるのである。

けだし、こうした論じ方からでは当然、(一)玄宗の食実封制「革新」に對するある意味では過大ともいふべき評価が与えられることになりやすく、さらにはまた、(二)いくつかの複合的要因を含んでいると思われる当該制度上の諸変遷について、財政史的視点に即して切開するあまり、なお重要でありうる要因_{||}問題が抜け落ちてしまふ結果を齎したとしても不思議なことではないであらう。そうしたもののとして挙げられるべきは就中、いゆるヤ丁封戸制と三分制とに關する同氏の理解である。うに思う。したがつてそれは、本稿での焦点の一つともなるはずである。

以上、既往の諸研究とその動向を簡単にふりかえつてみた。その結果、ただちに気づか

れるのは、食実封制を制度史的に取り扱った
ものであれ、必ずしもそればかりではなかつた
ものであれ、いずれにおいても、この制度を
国家の「均田農民」⁽⁹⁾支配との関係でより明確
ないしは意識的に位置づける視角が欠除して
いたことである。本稿が食実封制をめぐる
問題を取り扱う視角は、むしろこの点に設定
される。本稿の副題がそれを表現しているで
あろう。

14

では、そのような視角を設定しればあいか
何なる論点を浮かび上げようのか、これ
についてあきらかかせねばならない。
さてその食実封制であるが、
から存在した注目すべき⁽⁹⁾制度の一つで、しば
しば「賜實封幾何戸」なき表記をと、てあら
われる、寡なきは百戸未満、多きは万戸にと
及ぶ封戸を賜与するのたがこれであつた。賜与
の主体は勿論朝廷にかかり、賜与の対象とな
るのは宗室および功臣でそれらを封家といひ、
賜与される客体が封戸であつた。その間の関

係をうた、た規定が唐賦役令復原第一〇条で
ある。

諸有功之臣、賜實封者、皆以課戸充、準戸

數、州縣與國官邑官、執帳共収其祖調、各

準配祖調遠近、州縣官司、収其脚直、然後

付國邑官司。其丁亦準此、入國邑者収其庸。

仁井田陞氏は『唐令拾遺』でこれを開元七

年令として復原している。しかしながら、こ

の内容自体は、日野氏によれば「恐らくは国

初以来、或は更に溯って前朝以来のものであ

るかも知れない⁽²⁾と考えられ、唐律令制下に

おける食実封制の一般規定のごとき位置を占

めるものではなかつたかと推察されるのであ

る。すなわちここから判るように、国家が有

功の臣に賜与する実封封戸には「皆な課戸を

以て充てし、戸數に準じてしすなわちその封

戸數分の封物^{||}祖調庸(丁)が封家の下に入

るさだめであつた。とはいえ又、ここでの規

定が遵守されていくかぎりには、封家による封

戸からの封物収取の形態はあくまで間接なの

であつて、したかつてその封家と封戸との間には、制度のしくみ上ととも私的かつ人身的な支配・隷属関係が生ずるようなものではなかつた。たと認められる。顧るに前の礪波氏の「本來の規定」が全く「無視」されてゐる。この事實があつてからこそ初めて主張できる議論でもあつた。果たしてその時期、本当に封家——封戸が独自に私的かつ人身的な支配隷属関係として成長してゐたのだらうか。すでにしてこれは、学説史的にいつとも問われねばならない一箇の重要な論点でありうるはずである。

ところがこの論点は、それだけの問題としてほとどまりえないのである。なぜか。

〔景龍〕三(一七〇九)年勅、……其安樂太平公主封、又取富戸、不在損免。百姓著封戸者、甚於征行。

というように、封戸には「皆な課戸を以て充て」とは、とりもなみせず「百姓」の課戸

を以て充てるといふことであつたからである。いうまでもなく律令的「百姓」は、良賤制における一般良人（民）として、国家の法的収奪の対象であり、かつ又た、「国家—小農」という基本的生産関係をいうに於いては、その「小農」の身分表示であつた。さればこそ律令国家は、かかる「百姓」をば永遠の「百姓」身分として觀念しつづけるのである。州縣の長官・通判官・判官にとつて「其れ百姓は籍帳に附さずと雖も、亦た監臨の例に同じ」といふのは、それを如實に示すものであるといふべきであらう。

だがするならば、こうして「百姓」こそが封戸の母体であつたといふことは、右の論点設定を次のように組み替へるのを可能とする。すなわち、当該社会においては「国家—小農（「均田農民」）」関係が基本的生産関係であつたか、やがて食実封制の展開によつてそれがいかなる侵奪を被り、或はその過程は独自に私的かつ人身的な支配・隷屬関係の成長

(1)

する過程でありえ、氏のかどうか、ということ
 である。他方、これを「均田農民」の側から
 見るなら、「百姓」から封戸に着けられると
 いうことは、「均田農民」の境遇の上にどの
 ような変化を惹き起こしたかしなかつ氏の
か——其の「百姓」が新氏な別々支配・隷属
 関係の下に入ることを、したかつて、「百姓」
 から何か他々身分への移動を意味するもので
あ、氏のかどうか——、これを問うことであ
 りうる。食実封制を国家の「均田農民」支配
 との関係で位置づけようとする視角、そこか
 ら導き出される論点の第一がこれである。
 第二に。これは、封戸の母体が「百姓」
 「均田農民」であら、氏、という事実に直接関
 係することである。
 史料に直面すれば容易に知られるとあり、
 現存するそれによつては、「均田農民」の存
 在形態を直接あきらかひするのは極めて困難
 なことに属する。しかるに、武后期から睿宗
 期にかけて社会問題化するまでに至り、氏食実

封制は、それがゆえにしばしば該制度運用の
弊害をかたる記事を通して、封戸の置かれて
いる状態を窺い知るべき一定程度の材料を保
存しているのである。しかしてもとより、封
戸は「百姓」の封戸に著けられし者なのであ
った。

だとするならば、一方で知られる封戸の置か
れていゝ状態は、「百姓」||「均田農民」の
在り方をさぐる上での、けだし重大な示唆を
与えないではおらないであろう。封戸が「百
姓」の中からとつて著けられたものである以
上、封戸と「百姓」とのあいだには、貢納先
がすでに個々の封家と国家とであるという差
異などの生じているのは勿論であるか、かと
いって、家族構成や労働過程等々の面でも兩
者のあいだに断絶が生じていゝとはむしろ考
えがたしいといわざるをえないからである。

そのうえ第一の論点を検討し、結果が、仮
りに、「百姓」から封戸に著けられるという
ことは必ずしも其の「百姓」が新に別の支

配・隸属関係の下に入ることを意味しないといふものであつたとするなら、なおのことそうであらう。

食実封制を国家の「均田農民」支配との関係でみるべきだと私が考えるのは、ひつきう以上のよくな意味合ひにおいてなのである。このように、食実封制という制度とその運用のされ方は、それ自身において、当該国家権力による律令的「百姓」¹「均田農民」²支配の内容を窺うべき一つの恰好の題材たりえているといふことができる。加えて、景龍三(720)九年、韋嗣立が上疏して諫めて言つた中には、「臣竊かに食封の家を見るに、其の數甚だ多し。昨³に戸部⁴に略問するに、六十餘萬丁を用うると云う、一丁が兩匹なれば、即ちわち是れ一百二十萬已上なり。臣頃⁵太府に在りて、毎年の庸調絹數を知るが、多くとも百萬を過ぎず、少なくば、七八十萬已來⁶、諸⁷を封家に比ぶれば、入る所全く少なし。」⁽⁸⁾とあつて、ときに封家の所得分が国家の税収入

を上まわる迄に至つて、いふのが知られる。前
 の点とともかかわつて、唐律令制支配の構造お
 よび性格を検討する上で、質的・量的の二面
 において、食実封制の到底輕視しえない比重
 ならびに位置が感得せられるのである。
 如上のごとき議論をふまえ、以下行論して
 いくことにする。まずは、第一の論点に関し
 てみてみよう。

二 封戸と「百姓」——封戸は「百姓」身

分ではなかつたか——

すなわち、「百姓」より封戸に著けられる
 というのは、い、「百姓」にとってはその、
 新に別な支配・隷屬関係の下に入ることを
 しなくては「百姓」以外の身分に転落ないし
 上昇することを意味しぬのか、という点に
 いてである。

まず着目されるのは、唐の律・令に封戸が
 どのようにならわているのかということであ
 るが、そこには封戸は独自の身分規定を以て

は与えられていない。けれどし考えられるところ
ろは、封戸に独自の身分規定を与える必要性
が存しなかつたことであろう。が、はたして
本当にそうであつたのだろうか、これが問わ
れねばならないとして、なによりも問題なの
はそれへと接近する仕方||方法である。これ
がその為のベストなやり方であるかどうかは
猶お後考の余地があろうかと思ふが、ここ
では次のような材料を通して課題にせまる手
懸をえたいと考える。

すなわち、「武徳」一七(六二四)年三月
二十九日、始めて均田賦税を定む。一一一凡そ
水旱蟲傷災を爲し、十分して四已上を損せら
ば租を免ず。六已上を損せらば調を免ず。七
已上なれば課役俱に免ず。⁽⁴⁷⁾とあつて、唐初頭
からの存在が確實ないわゆる唐令水旱条⁽⁴⁸⁾であ
る。というのには、既に封戸が「百姓」と身分
を異にせねばならない存在であつたことれば、
当該規定は「百姓」を対象を限つて適用せら
れ、却つて封戸に対する同様の事態には国家

は別に新に条数を以て臨まねばならなかつたであるう。特にことわりのあるばあいは別として、元来異なる諸身分間に、一つの法を全く同一に適用することは考えにくいように思うからである。因みに、公権力の立場からして、封戸にも損免のケースが想定されていふことは後述の如くして自明であるが、前掲所引・景龍三年勅によつてと亦た推測しうる。では、封戸にたいする損(捐)免はどのようなかたちでなされたのであろうか。検討の対象として先ず挙げられるのが、武三思の実封をめぐつての事例である。すなわち、旧唐書^{卷二十九}韋安石伝附巨源伝に神龍(七)五(六)年間のこととして、

時武三思先有實封數千戶在貝州。時屬大水、刺史宋璟議禱祖庸及封丁並合捐免。巨源以爲穀稼雖被湮沉、其蠶桑見在、可勒輸庸調。由是河朔戶口頗多流散。

と記し、同^{卷九十六}宋璟伝には、

中宗幸西京、令璟權檢校并州長史、未行、

又帶本官檢校貝州刺史。時河北頻遭水潦、
百姓飢餓、三思封邑在貝州、專使徵其祖賦、
環又拒而不與、由是爲三思所擠。

と載せている。ここでは第一に、ときに武氏
はひきつづいて専横を極めてあり、封物の徵
収に専使が遣わされていることなど既に間接
的な収取の原則が歪曲されるに至っているの
を窺いうるか、「刺史宋環議して稱すらく、
祖庸及封丁、並びに捐免す合し」と。環
は又拒みて與えず」とあるように、その一
方で貝州刺史宋環が、部内農民たる当該封戸
に対し親民官としてなお独自の権能を保持し
ているのを見逃しえない。「専使徵其祖賦」
のような封家の封戸に対する直接的な対応が、
現実においては総べて野放であった訳ではな
いのである。ましてそれが合法であったとは
いえないであろうことは、右の如き権能発動
を直接の原因として宋環が処罰されてはいな
いことからして推測されるのである。第二に、
これら巨源・宋環の両伝にはそれを「戸口

「百姓」がみえているが、文勢から推して、それらの語は武三思の封戸をも包含して使用せられていると理解でき、少なくとも記載上、封戸と「戸口」・「百姓」との差別は判じがたい。

さらに、韋巨源が景龍三年に殺された後ちの、諡をめぐる李邕の駁論の中には、
 ……巨源は屬³台輔を踐みて、専ら勾徴を行ない、條章を廢越して、侵刻を崇尚す。怨を天下に樹てて、生靈を剝害し、兆庶は流離して、戸口は減耗す。況んや三思の食邑、往⁴て貝州に在るを以て、時久陰に屬し、災多雨に逢うをや。租庸の捐免、令を申⁵く⁶く昭明⁷なりて、今のみ獨り然るに匪⁸ず、百より易わらざるなり。三思其の封物を慮り、巨源之に異端を啓く。以爲えらく、稼穡は湮⁹沉して、菽粟無きと雖も、蠶桑は織¹⁰経して、庸調を輸すべし、と。…其の罪の四なり¹¹。

と述べて、封戸の租庸（調）捐免に関する令文

の存在を明示しているのを確認できるとともに、かの武三思による己が封戸への捐免不適用などと、いふ事例が、食実封制の極盛期に当てるこの時期にあつても、決して一般的に許容されるものではなかつたことが知られるのである。それゆゑ、全唐文卷三宋璟・論修徳刑疏に、

陛下屬降德音、勤恤人隱。此誠蒼生繫頼、明主用心。但河北不登、或須給貸貴、在用遍省、於差科、共遵程式。

とあるのは、前掲巨源伝中にみえた「時大水に屬り、刺史宋璟議して稱すらく、祖庸及び封丁、並びに捐免す合し、と」の対応関係においてみるべきで、したかつて「璟は又た拒みて與えず」として刺史としての権能の発動をみれば宋璟が、その根拠を奈辺に求めたものかをも示唆しているであろう。

つまり当時、封戸の捐免に関する令文が存在したことは確かであり、又た、恐らくはそれを法的根拠に貝州刺史宋璟が「拒みて與えず」

なかつたのであろうと考えられる。然もその
はあい、史書記載のあり方からみて、封戸に
たいするこうした封免の現実的処置が、「百
姓」にたいするそれと明瞭に區別されるもの
であつたとはみとめがたいことも事實なので
ある。

だとするなら、前に「申令・昭明」とみえた
封戸捐免に関する令についても、或はそれが水
旱条令文とは別な某条文であると考えるべき
必要はないのではないか。——むしろこうした
た見方が強く浮かび上がってくるのが自然で
あろう。実際、「百姓」を除外して封戸のみ
が対象である捐免規定といつたものは、管見
のかぎり現存史料の中には見出せないものであ
つて、そのこと自身、封戸に対する捐免が水
旱条令文を準用することになされていたのを
ものがたる材料として扱いうる。

そこで、つぎには景龍(704)年
間の事例によつてみておこう。すなわち、新

唐書 卷一百一十八 張廷珪伝には、

初、景龍中、宗楚客・紀處訥・武延秀・韋温等封戸多在河南・河北、諷朝廷詔兩道蠶産所宜、雖水旱得以蠶折租。廷珪謂、兩道倚大河、地雄奧、股肱走集、宜得其歡心、安可不恤其患而殫其力。若以桑蠶所宜而加別税、則隴右羊馬、山南椒漆、山之銅錫鉛銛、海之蜃蛤魚鹽、水旱皆免、寧獨河南・北外於王度哉。願依貞觀・永徽故事、準令折免。詔可。

とみえる。ここに語られているところの内容は、全唐文卷三百六十九張廷珪・請河北遭旱澇州準式折免表に詳しい。両者の対照を通して知られることの一つは、右文にみえる「諷朝廷詔……」の詔が、実は

河南、北桑蠶倍多、風土異宜、租庸須別。自今以後、河南、河北蠶熟、依限即輸庸調。秋苗若損、唯令折租、乃為常式者。

なる景龍二（七〇八）年三月十一日敕で、又「それか、兩道の、封戸のみならず「百姓」一般を対象とする規定であったことである。

けだしこれは、神龍中「三思其の封物を慮り、
 巨源之に異端を啓く」とあり、天武三思の貝州
 における実封に範をとつたものであるうか、
 但しそれが、救をとって公認されるに至つて
 いるのは、食実封制運用のルーズ化が景龍中
 さらに一層推し進められたことをものがたつて
 いるといえよう。にもかかわらずそれ以上に
 重要であるのは、そうでありながらもこの救
 が、宗楚客以下の封家に対してその封戸への
 捐免不適用を個々別々に許しているのでは決
 してなく、(1)河南・河北両道の全域に対して、
 しかも、(2)そこに住む封戸のみならず「百姓
 一般までを対象に含んで発布されていること、
 これである。全唐文において
 伏思景龍之際、時多賦臣、有若宗楚客・紀
 處訥・武延秀・韋温等。蔽虧日月、專擅威
 權、各食實封、遍河南・河北、屬當水旱、
 屢致蠲除、因而遂矯制命。固非先朝（中宗
 朝）之本意也。

とあるによれば、もとよりかかる詔救発布の

背景には、宗愛客以下、実封を河南・北に有する“賊臣”が、水旱の際、自己の封戸にたいする捐免ほしないで済むよう「制命を矯」めたという事情が存在していた。だがとするなら、この救發布以前においては、「制命を矯」めうる程の“賊臣”封家の実封といえども、みずからの意志に反して「属水旱に當たりて、属々蠲除を致す」のを回避できなかつたことが浮彫となる。すでにここから、封戸とそれ以外の「百姓」とにたいして、この当時（ですら）それぞれに別々に捐免が施されてきたと想定するのは困難であると思われる。水旱等に伴って捐免が施行されるというばあいは、それはすなわち、所定の地域内にある、封戸ならびに「百姓」一般を同時に対象とするものである。たとえ考えるべきではなからうか。さもないければ、景龍二年三月十一日敕がどうしてあのようなかたちにおいて発布されたのかについてと説明しえないように私は思う。

宗愛客以下の実封は河南・北にあつたか、

彼らの意図したところは唯一つ、当地域の水
 旱等に際してと、それぞれが自己の封戸は捐
 免をしないで済ませられるよう、その為の条
 件を確保することに存したはずである。従っ
 てその点だけからいえば、ことからほ、彼ら
 自身の食実封利害のみにかかわる個別・私的
 な欲求の実現であつたといふことができよう。
 が、実際の実現形式(景龍二年三月十一日敕)
 は、内容に即せばそれにとどまつてはいない
 のである。思うにそうした戸個別・私的な欲求
 も、敕での(イ)・(ロ)のごとき内容において、す
 なわち河南・北両道全域の、然どもめざす封戸
 のみでなく「百姓」一般をと含めた戸問題とし
 てとりあげられてはじめて実現可能であつた、
 という当時の基本的事情が察せられよう。宗
 楚客以下の「制命を矯」めることがそのよう
 なかたちでしかなされえなかつたところに、
 むしろ注目すべき点が潜んでいるといふべき
 なのである。

すなわちその第一は、封戸と「百姓」一般

とかそれぞれに切り離して論ずべきものとは
観念されておらず、それと恐らくは対応する
のであろう、両者に反いする捐免もまた、別
箇に実施されていたとは到底みなしがたいこ
とである。けれどしそうでなければ、「制命を
矯しめて發布をみた当該救は、「賊臣」封家
の実封に関する内容を盛り込むだけで、すで
に十分であつたはずなのである。し反かつて、
当該救のごときか反ちでその実現がころみ
られていゝること自体、当時にあける基本的な
在り方——捐免実施にあつての封戸と「百
姓」との不可分離的な一体化、に制約され、
かつそれを反映してゐると考ふるよりほ
かにないのである。

第二には、全体、食実封における封家——
封戸関係の現実的基盤の脆弱さないし欠除と
いふたことがあげられよう。その一端は、「制命を矯しめうる程の「賊臣」諸封家であつ
ても、自己の封戸への捐免がままならぬとい
う点にすでに明確に窺ひえた。つまり、自ら

の実封封戸の捐免に関する裁量ですら、封家の側にも、法的客観的の安定性には安堵されていなかっただのである。況んや、食実封が盛況をきわめただといわれる中宗年間においてをやであつた。が、こうした時代状況であればこそ、封家——封戸関係の現実的基盤の脆弱さが、その不安定性をより安定的なものたらしむべく、宗楚客・紀處訥・武延秀・韋温等を駆りだしてたとして一向に不思議なことではない。たゞしその場合、中宗期の国家権力のもとにあつても、封封戸の捐免裁量権を個々の封家に委ねることには現にこれまで聴されてはいないし、又た聴すべからざる原則であつたとみとめられる。けれどそれは、第一の点とも絡んで、封戸と「百姓」とのあいだに、国家支配の上では身分的な差別を生ぜしめなといった政策基調と直接関係するものであつたろう。

従つて、にも拘らずここ右の封家としての欲望が実現される途は、「蔽虧日月、專擅

「威權」の彼らではあつても、かの景龍二年三月十一日敕のごときかたちを以て、「制命を矯しめること以外ではありえなかつた」と了解される。そして翌年、

「景龍」三(七〇九)年勅、……其安樂太平公主封、又取富戸、不在損免限。百姓著

戸者、甚於征行⁽⁸⁴⁾

との勅⁽²⁰⁾をみることになるのであるが、これ

とても、安樂・太平公主に独立した封封戸捐免裁量権が与えられた可能性は薄いと思う。

ときの皇帝の両公主にたいする格別な寵愛が、両公主によるこのような専擅を一時的・偶然的に惹き起こしたにすぎないものと理解すべきであろう。いずれの史料においても特筆記

事としてこれらにはあらわれているのである。だとすれば、そのような景龍二年三月十一

日敕に封置するに、「願わくは貞觀・永徽の故事に依り、令に準じて折免せん」といつて

張廷珪が求め且つ認められたところとは当然

封戸とそれ以外の「百姓」との両者に対する

水旱条令文の適用であつて（無論、河南・河北両道への）、そのいづれか一方だけが対象ではなかつたのである。全唐文に見える「……一に令式に準じて折免するを許さば、蒼生に在りては幸甚に勝えざらん」は、そうしてユアンスを如実に伝えて見受けられる。因みに、依るべきものとして貞観・永徽の故事が挙げられてゐるのは、食実封制が「封」を「封」という認識をその背後に彷彿させる。かくて、以上のようによくみえてくるならば、封戸とそれ以外の「百姓」との間には、国家権力の側からする差別は基本的にみとめられない。しかし「封」が「封」の意味では、相互に国家身分上の区別が存在してゐたとは考えられないのである。

だからといって、封戸と封戸ではない「百姓」とが全く同一であつたといえなことはもちろんである。まずは、その祖調庸（丁）の帰属する先が異なつてゐた。そればかりか、

「安樂・太平公主に至りては、率ね高貨多丁
 の家を取りて、復た平民の如く、捐免する所有
 るなく、封戸と爲る者は軍興より亟かなり、
 とあれば、封戸においては、たとい水旱条現
 定で捐免すべき場合に該当していたとしても、
 ときとして捐免されざる事実のあったことか
 知られる。すなわち、どのよう⁽²³⁾に發現するか
 については様々な色あいがありうるとして、
 現実的には、封家が封戸にたいして一程の封
 家——封戸関係の下に、個別に、包摂されて
 いく事態が生じた。ところで、まさしくこ
 の点は、封戸以外の「百姓」にはおこりうべ
 からざることであつたし、おこりうるにはそ
 こに「百姓」より封戸へ着けられるという過
 程が前提されていたのであるから、封戸と封
 戸以外の「百姓」とが、その意味でまた、相
 互に全く同一であつたわけではないというこ
 とも可能であろう。しかしながらそれは、本
 稿のような問題意識に立つとき、一体、両者
 における本質的なちがいと判すべきなのであ

ろうか。

ここで

しかして否応なく問わるべき問題は、例え

ば「専使徴其祖賦」・「又取富戸、不在損免

限」など、むしろ現実の場でこそ進行した諸

事態を、唐賦役令復原第一〇条といつた一般

規定との関係でいかにとらえるのか、いな食

実封制の史的意義をかたるうえでいか位置

づけ乃至処理すべきか、ということであろう。

翻つてみたばあい、これまで行論せるところ

は、右のような問題に対してそもそ何ぞ物

語りうるというべきなのか、——最後に、こ

れについてのおかねはならない。

すなわち、封家——封戸関係の展開の実

態を、封家の封戸捐免裁量権に着目するこ

とから考えればどうか、というのである。も

とよります、この権能が自らに属するか否か

は、個々の封家にとって「自己の王国」を

さすくうえで不可欠の要件であつたと見做し

えよう。というのは、貝州に在つた武三思実

封の実例からしてあきらかなごとく、各州内

にあるいかなる封家の実封封戸といえど、
 それへの捐免を「議榊」しうる権限は、本来
 又た実際にも其の州刺史の側に存していた。
 しかししてその実施のあり方は、封戸と他の
 「百姓」より區別するのでなく、一律に水
 旱条令文の規定に準つて行なわれるのであり、
 加うるに、天災流行せる当時のことであれば、
 「屬當水旱、屢致蠲除」などというごとく、
 捐免すべき機会頻度が決して低くはなかつ
 た。従つてこうした事情のもとでは、名は個
 々の封家の実封封戸ではあつても、それぞれ
 の封家の対封戸関係が、根本において州縣に
 よる掣肘を永續化され、よつて独自に完結し
 かつたものとなるほかはない、からである。
 實際に捐免を行なうためには凡そ水旱蟲傷の
 程度が認識されておらねばならず、それが認
 識されるためには、封戸といえども州縣の状
 況把握対象下に不斷に置かれることを要する
 であろう。封戸と他の「百姓」とに區別する
 ことなく施行される捐免措置は、それ自体が、

州縣にこそ属すべきかかる権能の現実的確認
 形態であり、それはまた封戸にとつては、母
 体たる「百姓」との身分的同一性を認識しつ
 づける場として機能しうるのである。但しこ
 れらば、封家にとつては、封戸をば律令的「
 百姓」から切り離し、その独自かつ私的な支
 配・隷属関係の下に包摂していこうとするに
 際して、一の重大な桎梏となるのである。

一方では神龍年間、「專使徴其祖賦」
 「自徴」などの事実がたしかにあらわれるに至
 っていた。封家によるそれぞれの封戸への個
 別的な対応・収取および収奪強化、という事
 実行為である。が、史料によつて知りうるか
 きり、率ねそうした行為の主体としてあらわ
 れえている者は、もとより帝の寵愛深き安樂・
 太平諸公主、武三思等のたぐいであつたので
 ある。この点、少なからぬ事情の考慮を要す
 るのであり、すなわちそのような諸事実の存
 在のみによつては、ときの皇帝による「恩澤
 行為」恣意の碎組を越えた、そこにそれ自体

として独自の封家——封戸関係の進展を認むべきかいなかは、直ちにこれを論じえないといふべきであろう。本質上、単に皇帝の恣意に媒介されるものであつたなら、そこでのルーズな事実行為の積み重ねは、一時的にいかにそれが広範に展開しようとも、必ずしもそのレた行為自身の相対的な客観化へとは趣むかないと考えられるからである。

むしろこの問題をうかがうるとのの一つが、封家における封戸捐免裁量権の在り方如何かということなのであつた。例えば、事実として一時期「自徴」が現われえたとしてみ、他方で、捐免権が法・制度的に州縣に嚴存しつづけるか否かは、そうした「自徴」の事実と、究極のところ一の偶然事の域にとどまるほかないのである。あるのは、依前のまゝに、封家——封戸関係における現実的な基盤の欠除なのである。かの宗楚客・紀處訥・武延秀・韋温等の行為は、実にこのような脈絡の中に置いてこそ、その有していふ歴史的

な意味を浮かび上らせるのである。けれど彼らにみられたい行為こそ、封家——封戸関係における安定的基盤を確保すべく、すでに「自徴し等々」実現の場を見出しえて、諸事実行為を、その法・制度化に相対的客観化を通じて偶然より必然の域にまで高めようとするところみの一つであつたといひうるように思う。ところか、どうであらう。その景龍二年三月十一日救の内容は、つぎのごとくであつたのである。

すなわち、まずそれは、それぞれの封家をしてみずからの封戸をば、単独に捐免せしめる（或いはせしめない）というものではなかつた。たゞし、このことの意味は二つある。その第一は、自己の封戸への捐免を、国家の「百姓」への捐免から切り離して問題にするをえなかつたことである。第二は、自己の封戸への捐免をすべし、否かの裁量については、これを封家に聴許しておらないことである。うたつて、いるのは、河南・河北は「水旱ある

と雖も蠶を以て祖に折す」ということであつた。いうまでもなく、宗楚客等、關係封家のほつらきかけの下に発布されたとのか、当該敕であつた。したがつてそこには、彼らの託そうとしたと意図が多かれ少なかれ表白されておらねばならないはずであろう。たとするならば、それにと拘らずここからは、国家による律令的「百姓」支配との対立志向は、一般的にいつてみとめがたいか或いは微弱であつたとはいわざるをえない。このことはまた、當時盛況を極めていた食貨封制といえども、かの宗楚客等をして、必ずやそうした志向を法制度化し、相対的客観化せしめずにはおかないような、眞実「封建制」の内実を展開したものではなかつたことをこそ示していよう。

そのうえ、第二にそれは、すでに張廷珪によつて評されているごとく、「制命を矯しめることの中にしかその発布の爲の足場をえてはいない。あくまでも、国家による律令的「百姓」支配の枠組は前提とした上で、「河南

北は桑蠶倍多にして、風土宜しきを異にすれば、祖・庸は須く別つべし」とてみずからの実封が所在せる両道の地域的特性にのみ強弁の根拠を求め、ために両道以外の全封家をと対象とするごとき一般性をとつものではなかつたし、またそれを望んでといなかつた。ひつきょう当該救の性格は、折しも「日月を蔽虧して、威權を專擅し」え氏宗楚客等の諸封家が、およびそ自己の実封封戸についてのみ、これを捐免対象の埒外に置かんと企図した、多分に詐欺的色彩の濃い、それ自体として特殊例外的規定にすぎないものであつたのみとめられるのである。

つまるところ、食実封制の極盛期に發布をみ以て一定の封家——封戸関係の基盤安定化が目論まれた景龍二（七〇八）年三月十一日敕にあつては、當時にそれとして固有な「封建制」的展開が存在した跡はむしろ窺われず、却つて食実封制が、国家による律令的「百姓支配以下位規定されていたのであり、何より

もそのことは、法・制度化を通じては封家の側が終ぞ封戸捐免権をわかものとなしえな
 か、下点に象徴されていると考えられる。さ
 らに換言するならば、高宗期と睿宗期、ときに
 食実封制は盛況をきわめたのであるが、下か
 らといつてその下で、個々の封家——封戸関
 係そのものは、相対的に公権力の支配から独
 立せる私的領有関係の形成へとは必ずしも趨
 かなか、下ことをこれはまた示しているであ
 ろう。現に、次のような資料も存在している。
 その一は、開元戸部断簡中に、
 勅す。諸色の應に實封を食むべき家の封戸
 は、一定已後、^下輒く移改すること有るを得
 ざれ。
 景龍二年九月廿日
 とみえ、他の一は前にも引用した、唐会要^{卷九}
 縁封雜記に、
 「景龍」三年勅す。……其の安樂・太平公
 主の封は、又下富戸を取り、損免の限に在
 らず。
 (24)
 とあるものである。いずれもかの景龍二年三

月十一日敕の後ち、同年九月とその翌年とに
繫年されてあり、それぞれが相俟つて、景龍
年間における食実封制展開のありさまをもの
かたつてくれる。

すなわちまず前者によれば、時に当たり、
一方での皇帝によるルーズな「恩澤」拡大が、
他方での個々の封家の間には、度を逸し、事
実行為——それぞれの封戸をば「一定已後、
輒く移改すること有る」がごときを盛行させ、
さしもの事態に及んでは、遂にはこれを嚴禁

するよりほかになかつたのである。さらに後
者によれば、別けても安樂、太平公主のごと
きは、帝の恩寵の陰にかくれてそうした事実
行為においてと恣意のかぎりをつくすのであ
るが、しかして右の「移改」のごときにおけ
る関心は、それを通じて自己の封戸に「富戸

を求め、以て封物の実入りを最大確保するこ
とにあつた、というのが知られるのである。
もとより、その解き放たれた恣意の下での

行為こそ、当時、封家の関心が奈辺にあつた

(25)

とのかを浮彫りにしているであろう。
 だがとするなら、右の資料が明らかとするこ
 ころは、当時、封家としての関心とは、「
 賜實封幾何戸」として実封を賜与されたる事実を
 いかん最大効果的に実現するかということ、
 しかとそれを、単に封物の実入り（封物額の
 多少）の問題としてしかとらえていなかっ
 たことである。そうして得たる封戸をば可能性の
 許すかぎり収奪し尽くし、それも十分にか
 なわぬとなれば、別にあつたな「百姓」を求
 めて封戸に充てる。「移改」といひ「又取富
 戸」といふは、つまりはこのことの謂にほか
 ならない。また、そのためになら
 時に實封を食む者、凡そ一百四十餘家、應
 に封戸を出すべき者は、凡そ五十四州。皆
 な上腴の田を割き、或いは一封を數州に分
 食す。⁽²⁾
 とあるごとく、封戸の多地域分散ですら敢て
 厭うものではなかつたのである。在地性を獲
 得することへの配慮も、しつかつてまた「独

自の王国」を築こうとする志向性と、ここに
は全くみとめられないといつてよいであろう。
氏とするならば、ま氏当然のこと、こうし
氏中での封家——封戸関係は、おおむね収奪
（分配）の局面においてのみ実存しうる、氏
めに封戸にとつては外的・偶然的なものにす
ぎないのであつて、本質的にいつて、生産（
所有——生産——分配）過程を通じての独自かつ
私的な領有関係でありえようはずがないので
ある。

すなわち以上のごとき諸点を以て判断する
かぎり、かかる極盛期における食実封制であ
つても、その基本的性格はむしろ寄生的な在
り方においてこそ顕現しているものと認めら
れる。し氏かつてこの時期、食実封制の一
般規定（賦役令復原第一〇条）からの逸脱行
為が多くあらわれたというのも、それ自身の
独自かつ内在的な発展に負うというよりは、
ときの皇帝のルーズな「恩澤」拡大に照応せ
る、ひつきょうこうし氏寄生性がそのものと

して助長され、かつ展開した結果にすぎないものといわねばならないのである。

かくしてこれまで述べ来たところにより、以下のごとくに結論するのが許されるであろう。

一 唐前半期（とりわけ高宗朝、睿宗朝）、食実封制の施行は、事実において封家——封戸関係を内に含んで展開したが、にもかかわらずそれは、基本的にいって寄生的な性格のものであるにとどまり、したがって本質上、すなわちそれは、あくまでも当該国家による律令的「百姓」支配のもとに下位規定されていたのである。

二 だがすれば、そのように在地性を欠き寄生的性格の濃い封家——封戸関係において、ときとして封家がどのような恣意的収奪を封戸に対して実現しえたとしても、基本的にはいかなる独自の「在地の身分関係」ところを展開する余地はなかつたのである。したが

かつて、特定の「百姓」が封戸に著けられる
 というばあい、それは、この「百姓」が新に
 に別な性格の支配・従属関係の下に入るこ
 を、すなわち「百姓」から何か他の身分への
 移動を意味するものであつたのかどうか、と
 いう前に掲げられた設問にたいしては、当然のこ
 と否とこたえねばならないのである。ついで
 は、一般「百姓」⇕封戸の関係は、一般的に
 は可逆的なものであつたのみとむべきであ
 る。一般「百姓」と封戸とのタイムからくる
 ちがいよりも、却つて「国家身分」における
 両者の同一性の方が、封戸の存在形態にと
 つてのむしろ一義的規定性を何与する歴史的現
 実であつたのである。

三、かようにして、封戸に及ぼされる支配
 が国家による律令的「百姓」支配と背馳せず
 いなむしるそれの規定されて同質であつた
 すれば、自ずからして次のごとき視点、――
 そのような食実封制における封戸の在り方を
 検討することは、延いては、それを通じて国

家の一般「百姓」に対する支配の在り方、ないし一般「百姓」の存在形態をうかがうよすかとなしうるといふこと、か一層積極的に承認されるはずである。かかる視点を重視するのが本稿であり、以下、本稿で食実封制をとりあづるのとも、この点を離れてのことではありえないのである。

三 高宗朝以前の食実封制と唐の「戸」支配について

その位置づけを、はじめに、及び前章のごとくに与えうるとして、それでは唐の食実封制はいかなる具体的な展開を示してい、たのであろうか。このうち、まず高宗朝以前のそれと、唐兩税法以前の「戸」支配について考えてみたい。

食実封制を、はじめに、及び前章のごとくに位置づけるということを一言でいえば、本稿副題での「当該国家権力による『均田農民支配の一環としてみたい』ということになる。

歴史的現実からみればとき、この「均田農民」が、身分的（国家身分）には「百姓」であり、行政的には「戸」（「戸口」として把握されていた。唐律疏議^{卷第十三}戸婚中「輸課稅物違期」の本文およびその疏議で戸主不充者、笞四十。

疏議曰：百姓當戸⁽²⁸⁾應輸課稅、依期不充。即笞四十、不據分數爲坐。一方、

とあるがごときに於いてである。「百姓の封戸に著けられし者は、征行より甚し。」とか

「諸そ功有るの臣、實封を賜わる者は、皆な課戸を以て充て、戸數に準じて、……とあるように、封戸には、「百姓」身分の、しか

も課戸たる「戸」を充てたのである。課戸は、諸戸主、皆以家長爲之。戸内有課口者爲課

戸、無課口者爲不課戸⁽²⁹⁾とある中の課戸に同等である。したがって、

行政的には「戸」が単位であるという点では、封戸も一般の「均田農民」も区別はない。レ

かも今、「百姓」の永く封戸に著けられし者

と、それ以外の一般「百姓」との間は本質的
な身分差は考えられなくなつた以上、両者の
「戸」としての（及び「戸」支配における）
同一性がより一層クローズ・アップされても
よいはずである。本章で、唐兩税法以前の「
戸」支配についても論じようとするのはこの
故である。

1. 高宗朝以前の食実封制について

まず、唐六典^{二卷}吏部・司封郎中員外郎の項
には「司封郎中員外郎掌邦之封爵。凡有九等。
……」^一といい、次いでその原註に「隋氏始立
王公侯以下制度、皇朝因之。」とあれば、唐の
食実封制は直接的な起源を隋に、その開皇中
に、求めることができよう。又「大唐高
祖初受禪、以天下未定、廣封宗室、從弟及姪
年始孩童者數十人、皆封爲郡王。」⁽⁹⁰⁾とあること
は、天下未定ならずという状況下に、当初
は宗室に對象を絞つて実施せられた。それが
武徳九（六二六）年には、「冬十月……庚辰

旧唐書卷二十六
宗上、作癸酉

初定功臣實封有差(21)として、食實封の枠

か宗室以外の功臣にまで拡大されるに至って
いる。唐朝権力の統一のより一層の内実化を
めざして、隋末以来の功臣||「豪族」をほか
かる一定の段階でさらに強固に再組織せんと
するところみの一つであつたと考えられよう。
その間の事情については、次のごとく以伝え
られている。

初、上皇（高祖）欲強宗室以鎮天下、故皇
再從・三從弟及兄弟之子、雖童孺皆爲王、
王者數十人。上從容問羣臣、徧封宗子、於
天下利乎。封德彝對曰、前世唯皇子及兄弟
乃爲王、自餘非有大功、無爲王者。上皇敦
睦九族、大封宗室、自兩漢以來未有如今之
多者。爵命既崇、多給力役、恐非示天下以
至公也。上曰、然。朕爲天子、所以養百姓
也。豈可勞百姓以養己之宗族乎。十一月庚
寅、降宗室郡王皆爲縣公、惟有功者數人不
降。(22)

すむらむ、同年十月の功臣に對する食實封制

の実施に伴って、それに先行した宗室に限つ
 ての食実封制が新法に規定しなふされている
 のである。くわえて、ここには「多く力役を
 給す」とあり、又正至徳二（七五七）載、郭
 子儀・李光弼の功賞を論じ正李泌の言には「
 唐初、未だ關東を得ざれば、故に封爵は皆な
 虚名を設け、其の實封を食む者、繒布を給せ
 しのみ」とあって、併せてそこに「唐制、實
 封を食む者は、凡そ一戸ごとに則ち一丁の歳
 調を以て之に給す」との胡三省註を見出す。⁽³³⁾
 となれば、唐初武徳期、食実封制における
 収奪形態が、力役すなわち虫の労働力中心で
 あったか、然らずんば一封戸当一丁歳調の繒布
 であつたことが判明する。新唐書^{卷五十五}食貨五に
 は、「武徳元年文武官給祿、……親王以下又
 有永業田百頃、……郡王、職事官從一品五十
 頃、國公、職事官從二品三十五頃、縣公、職
 事官三品二十五頃、……侯、職事官四品十二
 頃、子、職事官五品八頃、男、職事官從五品
 五頃、……」とあるが、右のよきな力役の一

定部分かこうし、氏永業田に結合せられ、氏であ
 ろうことは想像するに難くない。ここでの力
 役なり、繪布なりを基本とする収奪形態は、そ
 れの粗野あるいは便宜的である特徴において、
 武徳七年「初めて祖庸調法を定(34)めるより以
 前、すなわち「律令格式、且用開皇舊制(35)と
 あるごとき、唐としての律令制支配がなお未
 確立な段階に対応しているものと理解される。
 しかしして武徳九年、功臣への実封賜与が開
 始され、氏のを機に、食実封制は制度的にも整
 い、以後は暫くそのもとで適法的な実施をみ
 たようである。「唐法、親王食封八百戸、有
 至一千戸、公主三百戸、長公主加三百戸、有
 至六百戸。高宗朝以沛、英、豫王、太平公主
 武后所生、食逾於制(36)とあって、高宗朝まで
 は宗室への実封賜与であつて、法・制を遵守
 して運用されていたことが窺われ、又氏韋嗣
 立の上疏文では「國初、功臣食封者不過三二
 十家、今以恩澤食封者乃踰百數(37)」といつて、
 宗室以外の功臣に対する食実封制施行の厳格

さを示唆している。現に、食実封制をめぐつてこの種の問題が生じていたことを示す記述は、高宗朝以前には殆んど皆無にちかい。さらには、国初よりその存在が推測せられ、唐律令制下を通じて食実封制の一般規定であつたと判断しうるものにも前にも引用した。次掲の賦役令復原第一〇条があつた。諸有功之臣、賜實封者、皆以課戸充、準戸數、州縣與國官邑官、執帳共收其祖調、各準配祖調遠近、州縣官司、收其脚直、然後附國邑官司。其丁亦準此、入國邑者收其庸。「國」は爵に封せられた者の家、「邑」は女子にして（主には公主）封せられた者の家をいう。その家政の管理の爲におかれる属僚がそれぞれ「國官」・「邑官」である。唐六典^{卷三十九}には親王国、公主邑しかみえないが、無論他に下級の爵が存在しており、それらには少なくとも⁽³⁹⁾流外も含む國官があつたと考えられる。すでに言及したように、皇帝が賜与する実封は所定の數の封戸には皆な課戸を以て充

て、祖・調・庸よりなる封物の收取過程そのものは、封家にとつては間接的であつた。すなわち「(封)戸數に準じ、州・縣と國官・邑官とが、帳を執りて共に其の祖・調を収め、各々祖・調を遠近に準配」するのであるが、ときに「州・縣の官司が、其の脚直を収め、然る後ちに國・邑の官司に附す」とあれば、收納目的のまでの封物運搬ですら封家はそれを州・縣に依存すべきであつた。ところが判る。その点、庸も亦た同様であつた。となれば、実封の賜与にあつて、その封戸の選抜と具体的な地域の指定といつた点についても、そこに封家の恣意が介在する余地は狭かつたとみるべきである。むしろ「食逾於制」という段階(高宗期以後)に至つて、

「景龍」三年勅、
 其安樂太平公主封、
 又取富戸、
 (前出)

とあり

唐隆元(710)年六月十三日勅、安國相王、鎮國太平公主、宜各食一州全封、其州

公主自簡。(40)

とあるような事例の特筆してあらわれてくること自体が逆にそのことを証明している。武徳九年より後ち高宗期までに至る期間が食実封制に関する諸種の弊害を史書に上せないのは、それがかかる一般規定のもとに、或る程度まで適法的に実施せられていながらでもあつたろう。

しかしながら、だからといって時に當つての食実封制に、いかなる制度内在的な矛盾も存在しなかつたとはいえないのである。後ちの事態より溯及的にみれば、却つてその逆であると考えざるをえない。けれど高宗朝(中晩期)以前には、それがたゞ顕現しなかつたにすぎないのである。

すなわち、一般規定において「諸有功之臣賜實封者、皆以課戸充」というとき、「戸内に課口有らば課戸と爲す」⁽⁴¹⁾のであり、課口とは「視流内九品以上官、及男子二十以上、老男廢疾妻妾、部曲客女奴婢」⁽⁴²⁾を除外する者、

下なれち「百姓」丁男（厳密には課丁）であ
 った。が、その課戸が、どのような「戸」内
 構成をとるものかについては明確な規定はな
 か、氏のである。無論のこと、祖調庸は丁対
 象固定均額賦課がさだめであつた。し氏が
 て、実封を賜わる封家にとつてみれば、その
 封物たる祖調庸額の多寡は、単に「戸數に準
 じ」↓封戸數の多少に依存すべきのみならず、
 同時にそれぞれ、封戸内に含まれる封丁數の
 多少に依存することにならざるをえない。実
 封封戸の相対的に多數であることが、そのま
 ま封物額の絶対的に多數であることを意味す
 る訳ではないのである。たとすれば、一定の
 状況下において、封家の論理が自己を貫ぬき
 うる諸条件が与えられたならば、いずれ封家
 独自の関心が封戸數の多少と並んで封戸内丁
 數の多少にも就中強く向けられていくのは必
 然的であつた。景龍三年、河南道巡察使・監
 察御使宋務光が当時の食実封制の弊を述べた
 言の中に

應出封戸者凡五十四州。皆割上腴之田、或
 一・封分食數州。而太平守樂公主、又取高賢
 多丁者、刻剝過苦、應充封戸者甚於征役。
 とみえるのは、正しくこれに係る。それにも
 拘らず前述のように、高宗朝の頃までは、食
 実封制の運用が基本的にはその「法制」ない
 し一般規定を遵守してなされ、かつ相対的に
 厳格であることが求められていたものと思念
 せざるをえない。實際のところ、食実封の制
 度そのものが本来的に胎んでいた右のような
 矛盾も、高宗期以前においてはその顕在化
 していたという事実は見出せないのである。
 では、この点、なにゆえにそうでありえた
 のであろうか。へまた、後ちにそうでありえ
 なくなつたのは何に由るのか、という問題も
 当然でてこよう。が、それについては更に後
 章で論ずるであろう。ここで、これを中心
 にしていささか考えてみたい。ことが封戸の
 「戸」の在り方に関り、延いてはその母体た
 る一般「百姓」の「戸」の在り方にも接続す

る問題たりえていると了解するからである。
 そうとすれば、現に問わるべきなのは、右
 の問題に焦点を置いたところの、唐初、高宗
 朝以前に於ける食実封制をとりまく客観的諸
 条件や如何、ということになるはずである。
 ところで、特定の制度が一定の枠を遵守し
 て施行せられているというとき、たしかに国
 家の公権力の機能程度と無関係ではないであ
 ろう。この点に関連していえば、当時の唐朝
 権力は、ますます強化されていかねばならな
 い、草創期における統一権力としての性格を、
 なお強く帯びたものであったとみることがで
 きる。たゞし、そうだからといって、そうし
 た側面のみを以てすべてを説明することは正
 しくないようにも思われる。国家権力の「強
 度」・「集中度」や「国家必然」より発して
 公権力が及ぼす個々の私的利害への規制・調
 整などといったことが、いつでも其の制度を
 制度の通りに現実のものにするとはかぎらな
 いからである。

あるいは、食実封制の施行が、当時、言葉
 どおりに「恩澤」であるとの観念に深くねざ
 し、それを封家の側からいえば、賜与にあず
 かつたというだけですでに満足すべきがご
 き、すなわち個別の私的利害よりの矛盾・対
 立を惹起することの以前に、すぐれて形式的
 なものいすぎなかつたと理解すべきなのであ
 ろうか。

これと亦た、そうとはばかりはいえないよう
 に思われる。例えば、唐会要（44）縁封雜記には

貞觀二十三（六四九）年九月八日勅、――

霍王元軌常使國令徵封。令自請依諸國賦、
 貿易取利。元軌曰、汝爲國令、當正吾失、
 反說吾以利耶。

とみえて、霍王は賞揚さるべき例外であつた
 とはいえ、逆に、宗室諸王などによつて諸國
 の賦に依り貿易して利を取るなどということ
 がすでに広く行なわれていたのが窺えるので
 ある。とすれば、意識されたそのような経済
 的利害への関心が諸國の賦（封物額）の多寡、

延いては一封戸内含有封丁数の多少という問題にまでは及ばなかつたとはむしろ考えがたい。しかもニユアンスよりすれば、「霍王元軌、常(旧唐書、常作嘗)」に國令をして徴封せしむ」の「徴封」が、内容的には最早「自徴」にかわつていた疑も残る。また同じ貞觀二十三年には、諸王の実封数が八百戸から一千戸に引き上げられるに至っている。⁽⁴⁵⁾ 封物額にたいする諸王の側の執着が、かかる実封数の引き上げを必然化したにちがいないと思われるのである。

総じて、以上のような観点からのみでは、先の問題は説明しえないように私には思われる。一体、「漢代の封邑は封戸を算へて以て封すべき境域を定める基準となすに止まり、其の後封邑内に於ける封戸の増加は之を考慮せざるものであ」⁽⁴⁶⁾「⁽⁴⁶⁾ 下が、これに対するに唐代では「或る封境内の特定敷を以て封戸と」⁽⁴⁶⁾したのである。漢代の封邑における^{現実的}第一義的モメントは究極のところ封すべき境域に存し

(封戸はその為の単なる抽象的算定単位にすぎなかつた)、封するに、唐代のそれは特定教の封戸にこそあつた、ということさえよう。要するに唐の食実封制は、封家による収奪形態が間接的であつたのは別にして、該制度の現実的運用の局面そのものに於いて、封戸および封戸の在り方如何の占める位置が制度構造上からいって直接的であつたのである。換言するならまたこれは、唐の食実封制のとする一定の歴史的現実的姿態に対して、封戸および封戸の在り方如何というモメントが、そこに自己を反映させ以て全体を制約する度合の低くはないことを意味するのである。おおよそ唐の食実封制をかたるに際して、封戸および封戸の在り方如何といつた点を考慮することなしにはすまされないと考える所以である。

かくして、実封数の多少が直ちに封物額の多少には一致しない、というこの矛盾にも拘らず、それが顕在化することのなかつた理由

を考ふるに當つては、この制度に對する國家
規制の強弱および運用の面においてみるのみ
ならず、制度の直接的前提ですらあつた被収
奪者¹¹封戸それ自身をとりまく当時の状況、
これが同時に検討されねばならないと思うの
である。従つて、唐初の段階での、¹²封戸
に充當すべきであつた「百姓」¹³「戸」の存
在形態を、いなそれ以上に國家の「戸」支配
の在り方如何といつた問題をば、当然それは
問うてゐるのである。

2. 唐の祖調庸時代における國家の「戸」
支配について

さて、その点で、当時の「戸」が内に含む
課丁數に於いては基本的に均等であつたと想
定しうるとするなら、右のような矛盾はすで
に矛盾ではありえない。が、「百姓」の「戸」
の大きさが現實にはしばしば不均等であつた
ことは、

「武徳九（六二六）年」――、甲申、民部

尚書裴矩奏、民遭突厥暴踐者、請戶給絹一匹。上曰、朕以誠信御下、不欲虛有存恤之名而無其實、戶有大小、豈得雷同給賜乎。於是計口為率。⁽⁴⁷⁾

とあるように、ときの皇帝の認識にすら反映していることのみとれる。

とはいえ、現実において当時しばしば不均等な「戸」が現存していたというのと、政策上そうしただけ現実を無限定に前提したうえで国家が其の「戸」支配を実現しようとしていたかどうかということとは、自ずから区別されるべき事柄に属するであろう。国家は、一方で不均等な「戸」の存在という事実を戸等制のごとき現実的な対応を以てのぞみつと（武徳六年↓三等戸制、貞観九年↓九等戸制）、他方では、「戸」をば一定の企図の下に操作創出||保持しようとしていたと考えられるからである。けれど、権力の側からする「戸」操作についての直截な資料としては、

自初定兩稅、……又癘疫水旱、戶口減耗

刺史析戸、張虚數以寛責。⁽⁴⁸⁾

とあり、元和六（八一）年二月制に

自定兩稅以來、刺史以戸増減爲殿最。故

有析戸以張虚數、或分産以繫戸名、兼招引

浮客、用爲増益、⁽⁴⁹⁾

とあり、また陸贄の均節賦稅恤百姓第三条に

夫課吏之法、所貴戸口増加者、豈不以撫字

得所、人益阜蕃乎。今或詭情以誘其姦浮、

苛法以析其親族、苟益戸數、務登賞條。

所析者、不勝重稅、又漸流亡。⁽⁵⁰⁾

とあるなどを挙げうる。但しこれらはいずれ

と兩税法へ七八〇年以後のもので、そこで

の「戸」の操作の主体は地方官たる刺史であ

り、かつ彼らの考課における第一の評定基準

が戸口増加にあるが故の多分に帳簿の上のみ

での操作であつて、しばしば背後に実態的内

容を伴わず、また必ずしも国家意志に合致す

るところでもなかつたようである。これに對

し、兩税法以前ないし唐初での「戸」操作を

かたむく資料は必ずしも十分に残存していない

が、かといつて「戸」操作が行なわれなか
 ったことを聊も意味するものではない。右の両
 税法以後の三例ですら、そこでの刺史による
 「戸」操作||析戸が、虚数を張り、延いては
 攤配の弊へと結果するとき内容であつたが
 故に、為に特筆されてたまたま残っているに
 すぎない。そのような結果を生起しない「戸
 操作であれば、当時においては何ととりたて
 て史書に書き残しておく程のことはない、国
 家による「戸」支配のむしろ日常的な一実現
 形態であつたとも考えうるからである。「法
 を苛にして以て其の親族を析ハくことは非で
 はあつても、其の法自体が否定されている訳
 ではないであらう（詳しくは後述）。両税法以
 前には、「戸」操作を一般的に禁じた法も亦
 た存在してはいないのである。
 また、唐が支配様式の多くを襲つた隋の、
 文帝開皇年間には、
 是時開皇三年
乃至五年山東尚承齊俗、機巧甚偽、避役情
 遊者十六七。四方疲人、或詐老詐小、規免

祖賦。高祖令州縣大索貌閱、戸口不實者、正長遠配、而又開相糾之科。大功已下、兼令析籍、各爲戸頭、以防容隱。於是計帳進四十四萬三千丁、新附一百六十四萬一千五百口⁽⁵⁷⁾。

とみえて、大索貌閱が行なわれたのを知る。時に山東は尙お齊の俗を承けており、隋の「戸」支配の原則と背馳して大功以下の親を包摂するごとき「戸」が広範に存在していたのであるが、そうした現実に対して隋朝権力は、「大功已下は、兼ねて籍を析^{わか}ち、各々戸頭と爲して、以て容隱するを防がしむ。」として強力に基づく分析をば断行し、結果として計帳に進丁四十四万三千・新附口一百六十四万一千五百を実現したと伝えている。但しこのとき、その「大功已下、兼令析籍」か、はたして同時に「家」・「同居」・“実体家族”等の分析を意味していたかどうかは別問題であり、「大業五(六〇九)年」……、庚午、有司言、武功男子史永遵與從父昆弟同居。上嘉

之、賜物一百段・米二百石、表其門閭。
とあるように、従父昆弟との「同居」が一貫
して賞揚されていけらしい点を見逃すべきで
はなからう。

とまれここには、「戸」をば一定親属関係
の範囲内に限定するという仕方を以て、強制
的な操作の下に隋朝権力が「戸」の創出を行
なっていたのが看取できる。このような内容
をもつ大索貌閲がその後ち、また山東以外の
地において実施されたかどうかについては現
存史料では確証を欠く。が、文帝開皇九年に
一応南北を統一し、わずか十数年後の大業年
間に戸教約八九〇万七千、口教約四六〇一万
九千を算えるに至るには、高頌の輸籍の法
や裴蘊の貌閲などに因るのもさることながら、
それと同時にその背景に、右にみとめたごと
き一定の意図^{II}仕方での、公権力の手になる
人為的な「戸」操作と新たな「戸」の創出が、
不断にかつ広範に実施されていったからであ
ろうと推測される。隋朝がそれを以て山東へ

と臨んだ「戸」操作が、山東の地以外には適用されなかつたとみることの方がむしろ不自然なのではあるまいか。

かかる隋を承けたのが唐である。史書には「至武徳有二百餘萬戸」とか「太宗貞觀中、戸不滿三百萬」などと見え、又「唐初、国勢を窺うべくしてしばしば顧られるところの数值が前の隋大業二年の戸口数であつたことを伝えてゐる。現状に対する戸口増加の不可欠を、隋大業中の戸口数との比較において認識しつづけていた初期唐朝であつたことからしても、隋でのかかる「戸」支配の側面がそこに継受されていかなかつたとはいかにも考えがたいというべきである。

ところでこうした「脈絡」の中に位置づけてみたばあい、唐初を含め両税法以前における唐朝権力の「戸」支配の原則はどのようなののであつたか。恐らくして、その一端を窺はしむるのが、まずは唐戸令復原第一六条の規定である⁽⁵⁶⁾と見受けられる。

諸戸欲析出口爲戸、及首附口爲戸者、非成
 丁、皆不合析。應分者、不用此令。

この第一六条を鈹んで關係条文として第一五⁽⁵⁷⁾

一七条が存在している。すなわち、第一五条

は子孫を以て継絶せしめんとする「應析戸者」

の規定である。第一七条は先に所貫ある者を

ば定貫させることについての規定であつて、

一体、国家権力による「戸」の操作を問題に

しようとしている今、前二者（第一五、一六

条）とは性格を異にするものではあるが、但

しそこでの定貫の仕方により制約されるケース

として特定の「應合戸者」に規定を及ぼして

いる。――これらのことよりしてすでに、「

戸」の操作という場合、それには「析戸」・

「合戸」という相反する二形態のあつたのが

知られる。

さて、当の第一六条の方に移ることによ

う。刮目すべきなのは、ここに所掲の第一六

条がそもそも「析戸」の規定に係るのは自明

であるのに、なぜか「應分者、不用此令」と

あつて、前の第一五条でのごとき「應析戸者
 (『應分者』)をば除外するよう求めてゐる点で
 あるう。同質の「析戸」の規定で、同質の「
 析戸」を除外することゝうたつてゐるのなら
 それは自己撞着である。そうとすればこの第
 一六条からは、等しく「析戸」であるとはい
 つても、「析戸」自体の中には「應析戸者(『
 應分者』)」とそれ以外のばあいで明瞭な区
 別のあつたことが知られるのである。(59) 他方、
 現存史料によつては第一七条の規定でよう
 に「合戸」は「應合戸者」の場合しかみえて
 いないが、「合戸」の形態についても事情はや
 はり同様であつたこととみてよいであらう。

かくして、其の中の「應析戸者」・「應合
 戸者」というのは何かとみれば、唐律疏議^{卷十}
 戸婚上相冒合戸の本文
 即^{モシ}於法應別立戸而不聽別、應合戸而不聽合
 者、主司杖一百。

の疏議に
 應別、謂父母終亡、服紀已闋、兄弟欲別者、

應合戸、謂流離失郷、父子異貫、依令合戸。而主司不聽者、各合杖一百。應別應合之類、非止此條、略擧爲例、餘並準此。

とある「應別」・「應合」に同値なのである。文中にまた、「應別應合之類、非止此條、略擧爲例、餘並準此」とあれば、「應別」・「應合」にはそれぞれ幾多のケースが存在しえ、戸令第一五條の「應析戸者」・同第一七條の「應合戸者」等とそうした戸中的一部分はすぎなかつたことを知るのである。そしてそれらは、即なわち法（令など）に於いて、まさ應に戸を別立すべきと應に戸を合すべきとを云つたのである。

したがって、ここに所掲の戸令第一六條こそは、法に於いて、まさ應に分析すべきではなくして、行なわれるところの「析戸」、しかも「應別」が「父母終亡レ、服紀已に闕あわりて、兄弟の別たんと欲する者を謂フ」とあるなどを比較考慮すれば、——国家権力の強権的「戸」操作における「析戸」の規定、とても判断する

よりほかはないのである。かといって、他方の「應析戸者」(「應分者」・「應別」)をば単純に、良人一般に「権利」として法で認められていた「析戸」のケース、といえるかどうかは別途に検討を要する一つの課題である。⁽⁶⁹⁾

かくして又、先に掲げた両税法以後の資料の、すでに攤配の弊に帰結するとき刺史等が行なう析戸についても、その結果はともあれ析戸することそのものが、かかる第一六条規定を根拠とせる公的許容の行為に発していたものと思われ、だからこそひとたびこれが悪用される事態に立ち至るや、その弊が極に及ぶ所以が存在したと考えられる。現存史料上、刺史の析戸↓攤配の弊は特殊両税法以後的社会問題のように現象するが、けだし一層根本的には、律令的「戸」支配における内在矛盾が、それ自体として展開せる首尾一貫した諸結果の一にすぎなかつたものであると了解されよう。かくて、「諸^{おみよ}析戸の、口を析

き出して戸を爲^{つく}り、及び口を首^{しん}い附けて戸を爲らんと欲する者は、成丁に非ずんば、皆な析くべからざれ」とて、ここでの律令権力の強制的操作下に行なわれる「戸」の創出の在り方は、「戸」においてはおくまで一丁男以上を含む課戸をつくり出すべきとする国家の意図を明示しているのである。

但とすれば他方で、州縣官人の考課も当然これに対応したものとならざるをえないであろう。すなわち、考課令復原第三六条⁽⁶¹⁾には、

諸州縣官人、撫育有方、戸口增益者、各准見在戸、爲十分論、加一分、刺史縣令、各進考一等、每加一分進一等、(増戸口、謂増課丁、率一丁、同一戸法、増不課口者、每五口同一丁例、其有破除者、得相折)

とみえる。注文(括弧の内)に「戸口を増すとは課丁を増すを謂い、一丁を率^ひつて、一戸法に同じくす。不課口を増す者は、五口毎に一丁例に同じくす。云々」とあるによって、

一丁男以上を含む課戸をつくり出さんとして
 いた國家の意図があらためて確認できる。の
 みならず、ここには一丁(課丁)↓一戸、五
 不課口↓一丁なる一種の換算比率とおぼしき、
 ものが存在し、不課戸の把握もそれなりに無
 視されているか、たのを知るとともに、國家
 が觀念していた平均的な「百姓」||「戸」の
 規模・構成が示唆されているようにもみえる。
 州縣官人の考課基準を戸口の増減いかんに第
 一義に設定し、しかも「戸口を増すとは課丁
 を増すを謂い、一丁を率^とて、一戸法に同じ
 くす^し」というとき、暗黙のうちに想定されて
 いる「戸」の型は、けだし多丁の「戸」であ
 るはずがないのである。そこで想起されう
 ることの一つは、両税法以前における戸口統
 計上の戸当口数⁽⁶²⁾がおしなべて五から六の間を
 上下していたという夙に周知の「事実」⁽⁶³⁾であ
 ろう。また、玄宗時代を中心として、「江南
 に就いては尙若干の残され疑問ありとは云
 へ、少くとも江北に就いて云へば、その載籍

戸の六割五分前後が九等戸、二割以上が八等戸、合わせて九割近くが八・九兩等戸であつたと推定せられる⁽⁶⁴⁾という。

総じてこうした諸点は、一方で、国家の「

戸」把握が課戸の創出を明瞭に志向するものでありながら、他方では、また、それが多くの「戸」として出現することに対しては一定の規制を加えていたのではないか、という想定をも可能ならしめているように思えてくる。隋末の内乱を経て成立した天下、未だ定まらざる「その初頭においてさえ、唐では、少なくとも、大索貌閲前の山東の状況や「五十、三十家方爲一戸」⁽⁶⁵⁾のごとき事態については、そうした史実を見出すことはできないのである。また、現存唐代戸籍として天室六載（四七）龍勒郷籍があるが、その最大の特徴は「戸當口數が十人近くを算え、又女口數が男口の三倍以上に達していること」⁽⁶⁶⁾に存し、然るにかかる顕著な特徴が同一地域の数十年前の籍には見出し難く、「天寶六載」という年代

と密接に關連するものと予想され⁽⁶⁶⁾るといふ。
 けだし、國家の「戸」把握の在り方が時とと
 もに推移するものであつたことを物語る好例
 であろうし、或は、戸籍記載が怪しくなるに
 つれて戸当口数が増加するのがありえ⁽⁶⁷⁾たこと
 をうかがわせもする。かくみてくれれば、し⁽⁶⁷⁾た
 が、て、前に通鑑^{卷二百一十九} 肅宗至德二載の記事で
 引かれてい⁽⁶⁷⁾た
 唐初、未得關東、故封爵設虛名、其食實封
 者、給繒布而已。△唐制、食實封者、凡一
 戸以一丁之歲調給之。▽
 とある鉤括弧内の胡三省の註が、ここに再び
 顧られてしかるべきであろう。総じて、資治
 通鑑唐紀では食實封制に關する胡註が十箇所
 前後散見しているが、そのうち唐制について
 引くはあいには、新唐書^{卷四十六} 百官志、唐六典^{卷三}
 吏部、旧唐書^{卷二百一} 玄宗諸子伝、唐会要^{卷十九} 食實封
 教などから採つてありいずれも出典は明らか
 である。が、ここに所引の註文のみ其の出典
 が不明であり、今後ひきつづいて検索の試み

られる必要を残している。しかしながら今は、
 其の「唐制、……」とある書出しや、あよび
 同様な他の箇所にはそれぞれに新唐書以下の
 出典が対応していることなどから推して、出
 典不明なこの註文のみを胡三省の勝手な作文
 であると思倣すことはできず、いずれ根拠の
 ある記載と考えておく方がむしろ無難であろ
 う。しかも註記の位置あよび内容から考えて
 唐初、就中武徳年間のものともみるのが相応し
 いように思われる。しかしてそのように考え
 下場合、「唐制は、實封を食む者は、凡そ一
 戸ごとに一丁の歳調を以て之を給す」とある
 胡註の内容は、時期を反映してかその濃い便
 宜的色彩にも拘らず、全き觀念上の産物であ
 ると考える者でない以上、何らかの意味で「
 戸」の現実——国家の「戸」支配の在り方を
 反映せる食実制的「唐制」であると見るべき
 ではなからうか。三丁も四丁も或いはそれ以
 上の丁を含む「戸」がむしろ一般的に存在し
 戸当の平均丁数が一丁をはるかに上まわるよ

うな状況、しかも国家がそれを無限定に容認して、いると、いふ事情の下では、「凡そ一戸」といふ一丁の歳調を以て之を給す」といふような言ひ方は、でてきにくいように考えられる。ある人は言ひうかとも知れない。多丁戸をふくめて現実に様々な丁数の封戸が無規制に存在しえ、其の制度上、封家に与えられたのか、一丁分の歳調であつたといつて、いるにすぎないのではないか。と。か、まず当時、戸令復原第一六条の「析戸」のごとき強権的な「戸操作」が行なわれていなかつたといふ保障はない。また、ときに高祖の授封は、封徳彝をして「先朝は九族に敦睦にして、一切王に封ぜり。爵命既に崇く、多く力役を給するは、蓋し天下を以て私と爲すにして、殊に至公馭物の道に非ざるなり。」⁽⁴⁾と言わしめるほどであつたのであり、現には多丁封戸の存在といふ現実を前にしなから、右の如き封王に一律一丁分の封物徴収を聴すのみであつたとはいかにも考えがたいといわねばならない。

こうして、唐兩税法以前の「戸」とは、す
なわち以下のごときであつたのである。まず

は、
去年、關内六州及蒲虞陝鼎等、復遭亢旱、

禾稼不登、糧儲既少。遂令分房就食。⁽⁶⁹⁾

とあり、また唐律疏議^{卷第十八}賊盜二造畜蠱毒の本

文^一即^{モシ}以蠱毒毒同居者、被毒之人父母妻妾子

孫^{九モ}不知造蠱情者不坐。との問答に

問曰、被毒之人父母、不知情者放免。假有

親兄弟、大房造蠱、以毒小房、既同父母、

未知父母合免以否。

答曰、蠱毒家口、會赦猶流、^其恐其涉於知情、

所以例不聽住。若以蠱毒毒同居、被毒之人

父母妻妾子孫、不知情者不坐。雖復兄弟相

毒、終是被毒之人父母、既無不免之制、不

知情者合原。

とみえ、また同右^{卷第}戸婚上子孫不得別籍の本

文および註文で

諸祖父母父母在、而子孫別籍異財者、徒三

年。別籍異財不相須、下條準此。

と述べているように、当時「百姓」の現実生活の背景には、複数の「房」を包摂すること
 キ血縁的關係（「同居」）や三族制的「家族」
 原理が実在していた。しかして、何よりも課
 役賦課ならびに均田給授の事実上の単位であ
 った「戸」は、そうした実態的社會關係のな
 かに或いはそれに対して、一定の意図[〓]仕方
 のもとに多かれ少なかれ上から國家によつて
 把握・設定される側面を有していたのである。
 すでにみた戸令復原第一六条の「析戸」な
 どは、その点を如実にものがたつていたとい
 うことが出来る。唐律疏議に「しほしほ」
 同居とは、同財共居を謂い、籍の同異を限
 らず⁽⁷¹⁾
 とか、右所引律文註に
 別籍と異財とは相い須^あらず
 とか、⁽⁷²⁾「居」⁽⁷³⁾「籍」⁽⁷⁴⁾「財」の関
 係において、かかる細微に互る説明を必要と
 したのもこうした事情を反映してのこととみ
 るほかはなからう。たゞしそうはいって、

8x

その人為的な「戸」の操作を行なうに、右の
 ような背後にある実態的社會關係は、それが
 必ずしも破綻されることを必要としはしな
 ったように見受けられる。律規定における三
 族制的「家族」原理の存在や累世同居が一貫
 して奨励されていったことなどが、そのことを
 既に雄弁にものかたづけているであろう。著名
 な事例としては劉君良のものがあつた。

劉君良、瀛州饒陽人。四世同居、族兄弟猶
 同産也。門内斗粟尺帛無所私。隋大業末、
 荒饉、妻勸其異居、因易置庭樹鳥雞、令鬪
 且鳴。家人怪之。妻曰、天下亂、禽鳥不相
 容、況人邪。君良即與兄弟別處。月餘、密
 知其計、因斥去妻、曰爾破吾家。召兄弟流
 涕以告、更復同居。天下亂、鄉人共依之、
 衆築爲堡、因號義成堡。武德中、深州別駕
 楊弘業至其居、凡六院共一庖、子弟皆有禮
 節、難挹而去。貞觀六年、表異門閭。⁽²⁾
 とあつて、隋大業末から、武徳中、貞觀六年
 までの在り方が知られよう。まづは、累世同

居が公的否認を被っていないのがみとれる。さらには、「族兄弟猶同産」のこの四世同居が一時妻の密計に依って解体しながらも月余にしてまた修復をみたと伝えているが、このめまぐるしい「同居」↓「異居」↓「復同居」の過程が即坐に戸籍の上に反映されたかどうかとすると甚だ疑わしい。

したがって、むしろ国家はこのような関係を或る面では前提としながら、そのことによつて却つて個々の「戸」の存立に現実性を附与していたものとも考えられるのである。隣保・近親についての問題はかかる視点から検討されてしかるべきであるが、遺憾ながらここでは省略に従い後考を俟つことにする。がいずれにせよ「戸」とは、本来、国家の側からする「均田農民」把握の行政的な単位であり、強権的な「戸」操作を同時に伴っていたのである。

ところが実際には、唐初をすぎるところから漸く事態が異なってくるようである。すなわ

ち、万歳通天元（六九六）年七月二十三日勅
によれば、

天下百姓、父母令外繼別籍者、所析之戸、
等第並須與本戸同、不得降下。其應入役者、
共計本戸丁中、用爲等級、不得以析生蠲免。
其差科各從析戸祗承、勿容遞相影護。⁽⁷⁹⁾

とある。「父母令外繼別籍者」は、唐律疏議

卷第

十二戸婚上

子孫不得別籍条に照らせば「徒二年、

子孫不坐⁽⁷⁹⁾」となるう。かかる危険をおかして

の析戸は、それによつて等第降下を企むこと

にある。時にあつて、国家はこのよつた違

法な析戸↓等第降下のうち、等第降下につい

ては否認するが、析戸せる事実そのものまで

は拒否していない。戸口の増大という強い一

般的要請からなのであろうか。それはさて措

き、ここには、「百姓」の側からする析戸が

違法とされる形態にまで広く侵尋しているの

が告白されており、したがつてこれとは逆に

国家の「戸」把握においてその強権的操作の

側面が漸々後景に退いていつたであろうこと

が推察される。またその際の析戸の過程は、
 開元十八（七三〇）年十一月勅、天下戸等
 第未平。升降須實、比來富商大賈、多與官
 吏往還、遞相憑囑、求居下等⁽⁷⁾。

とあるに示唆を求むるなら、蓋し「百姓」と
 州縣官人とが相^あい憑囑することによつて実現
 されたに相違なからう。こうした傾向はその
 後もすすみ、しかも

自開元（七一三）以後、天下戸籍久
 不⁽⁷⁸⁾更造、丁口轉死、田畝賣易、貧富升降不
 實⁽⁷⁹⁾。

とあるような、国家の造籍能力の衰退^{||}支配
 機能の低下が全般的に齎された局面において
 は、もはや到底覆いかたいたころとならざる
 をえない。もとと律令的国家権力による強
 力な「戸」支配実現とこそ密母に関わつてい
 た「戸」の操作が、今では逆に、「百姓」の
 側の課役規避の為の一契機としてすら立ち現
 われるようになるのである。天皇（七四二）
 五五）以後に集中する次のような制勅は、そ

のこをリアルにかた。てくれるものとして
位置づけらるべきであろう。かなわらず、

天寶元(742)年正月制節文、如聞百姓

之内、或有戸高丁多、苟為規避、父母見在

別籍異居。宜令州縣仔細勘會、其一家中、

有十丁已上、放兩丁征行賦役、五丁已上者、

放一丁、即令同籍共居、以敦風教。如更犯

者、準法科罪⁽⁷⁷⁾

とあり、わずか二年後には、

(744)其有父母見在、別籍異居、虧

敗名教、莫斯為甚。特宜禁絕、勿使更然。

并親歿之後、亦不得令有分析。郡縣切須勒

令在籍推行。自今以後、如有不友不恭傷財

破産者、宜配磧西、用清風教⁽⁷⁸⁾

とみえて、さらに十余年して後ち

(755-8)百姓中有事親不孝、別籍異財

黷汚風俗、虧敗名教、先決六十、配隸磧西、

有官品者、禁身奏聞⁽⁷⁹⁾

とあらわれているところのものである。唐律

にすでに子孫不得別籍条が存在しているにも

拘らずこの期に至りてかかる制勅の類が繰り返されるのには、しかるべき理由が存在して

いたであらうことは恐らく疑ない。

すなわち、第一に、「百姓」のなかでとな

かんずく「戸高丁多」の部分かクローズ・ア

ップされ、こうした部分か敢えてとりがたさ

れぬばならぬ事情が国家の側に生じてきてい

ることであろう。天室元年正月制節文におい

てそれは明瞭であるが、開元二十二年五月の

定戸口之時、百姓非商戸郭外居宅及毎丁一

牛、不得將入貨財數。其雜匠及募士并諸色

同類、有蕃^マ役合免征行者、一戸之内、四丁

已上、任^ル此色役不得過兩人、三丁已上、不

得過一人^ル

とある勅、などもそれを裏付けている。「天

下の戸籍、久しく更^{あら}め造らず」として、国家の

統一的意志としての強制的「戸」操作はもは

や非現実的となつており、⁽⁹⁾多丁戸の出現に対

しては規制を及ぼしえず、又た弱小戸の没落を

阻止しえない中で、却つて「戸高丁多」なる

事実としての大型「戸」が、「百姓」支配に
おける賦課対象（「戸」の一類型として、
漸く無視しえない比重を占めて立ち現われて
きているのである。

第三に、したがって当該段階に至っては、
国家の「戸」支配は、当然のこと、なお一層
戸等重視へと移行しつつあったのであるが、
ゆえに「百姓」の側からは其の戸等を降下で
されば国家による収奪を軽減しうるのであつ
て、すでに造籍能力の衰退を来している公権
力との間に戸籍偽濫は広範なものとならざる
をえない。

第三に、かくて国家によつてではなく逆に
「百姓」の側から、戸籍偽濫とも相応じて「
戸高丁多」をば分析によつて解消せんとする
ことが広く行なわれるに至り、これに対する
に国家は、「其の一家の中、十丁已上有るも
のは兩丁の征行賦役を放ち、五丁已上の者は
一丁を放ち」として「百姓」の分析することへ
の意欲を殺ぎ、かつ儒教道徳に裏打され法律

の子孫不得別籍条の規定遵守をくりかえし表明すること以外に、今や為す術をもちあわせではいなか、^たのである。別けても注目し値するのほ、かの親祭九宮壇大赦天下敕(孫逖)には「并に親歿するの後も、亦た分析すること有らしむるを得ず」とみえていることであろう。「父母の終亡し、服紀已に闋わりて、兄弟の別たんことを欲する者」をば「應別」のひとつにかぞえていた唐律の規定を、律令国家が自らの手で否定せざるをえないまでになっているからである。

かく言えば、一見それは国家が大型「戸」の創出・維持へと「戸」把握の意図を転換したものであるかの如く受け取られるかも知れない。が、そうではないのである。国家の「戸」把握上の意図が、唐初頭以来、課戸の創出と大型「戸」出現に対する一定の規制にあったとして、それが現実に可能であつたのは、国家権力になお本采的な造籍能力の保存されている状況と直接に照応していた。従つて、

もはやそうではありえなくなつた現在、かといつて戸籍に基づく支配自体は揚棄されず且つ「祖税」収奪は以前と変わらないまま以否それ以上に確保されつづけねばならないとき、現に戸籍に見出される「戸」は、一面では旧時の記載内容において固定化される傾向をつよめることになるに違いない（弊としてのそれは所謂「虚挂之名」である）。すでにこうした段階においては、記載変更の個々の機会は国家の側にとり、それに拠つて一層の実態掌握に向うものとしてよりも、いなむしろ戸籍偽濫→脱漏等の危険性として多く現出するからであり、しかして漸くその点を自覚せざるをえなくなつた国家は、それ故一歩進んで、そもそも自ずから記載変更を伴うべき営為そのもの——例えばここでの析戸、についてまで、予防的観点よりして禁令の対象に含めるに至つたのであろう。

3 「百姓」||「戸」支配の在り方と高

宗朝以前の食実封制

ここに於いて、先に掲げた疑問、すなわち食実封制が本来的に内包せる、封家の受けとる封物額の多寡が封戸数と封戸内封丁数とに二重に依存することから必然的な矛盾、これが高宗朝以前には表面化しなかつたのはなぜかという点について、当時のこの制度に対する国家規制の相対的[”]強さ[”]をいうよりほかに、次のことをみないわけにはいかないと考えるのである。

すなわち、以て封戸に充てられたのは一部の「百姓」^{||}「戸」しかも課戸であつて、その意味で封戸の母体は「百姓」^{||}「戸」にあつたといふことができる。そしてそうした「戸」は、国家の基本台帳たる戸籍において把握され、その第一義的屬性をば均田給授の単位であることと並んで課役賦課の爲の政治的単位である点に有した。この点で、唐初から不均等な「戸」の存在が事実としてはあつたが、けだし国家がそれを自然的な発展のまま

に放置していたとはみとめがたく、或いは上からの人為的操作を通じて不断に一丁男以上を含む課戸の創出・増大を意図し、或いは他方で極端な多丁の「戸」の出現には一定の規制を加えていたようにみうけられる。それゆえ、こうして「戸」支配を志向しつつ戸口増加を極力推進していたこの段階（高宗期以前）における食実封制は、封戸充当者としての多丁の「戸」を「百姓」の中へ系統的に見出すのが事実困難なことであつたとともに、いなる恐らくはそれ以上に、政策的にいって多丁の「百姓」|| 「戸」の存在が必然事であるとはなお觀念していなかつた（けれど多丁の「百姓」|| 「戸」の容認は、即ち「百姓」相互間における階層分化の容認に他ならない）国家の規制によつて、総じて強い制約のもとにおかれていたものと理解されよう。こうした中で、「實封を食む者は、凡そ一戸ごとに一丁の歳調を以て之を給す。」るのであれば、右のような矛盾が現実的な矛盾としては表出

するに至らなかつたとしても何ら不思議なこ
とではないのである。

四 食実封制の展開といわゆる開元新制と
の関係について

それが高宗朝時期以後、食実封制は様々な
意味で新たな歴史的展開をたどることになる。
但しそうだからといって、ここでの論述がそ
れと同様に無限定であるというわけにはいか
ないであろう。当然のこと前章をふまえ、す
なわち食実封制の展開を「均田農民」支配の
一環として位置づけ、とりわけ国家による「
戸」支配の在り方如何を念頭に置まつつ行論
することになる（主に第2節）。

一 高宗朝以後の食実封制の展開
まずは、高宗朝以後の食実封制の展開につ
いて、その基本的な特徴をみておく必要がある。
る。

第一は封家の数ならびに総封丁数の急激な

増加である。前者については、中宗景龍三（
 七〇九）年の韋嗣立の上疏文中に「國初、功
 臣食封者不過三二十家、今以恩澤食封者乃踰
 百數、（82）とあり、（83）自武德至天寶、實封
 者百餘家、（83）とある。國初、三二十家で
 出発した功臣食實封者が、八世紀初頭には思
 沢を以て封を食む者が「踰百數」（或いは百
 四十家已上ともいう）という状態にまでなっ
 ていたと伝えている。

また後者については、同じく中宗景龍三年
 の韋嗣立の上疏文中に、「昨聞戶部云、用六
 十餘萬丁、一丁兩足、計一百二十萬足以上。
 臣頃在太府、知毎年庸調絹數、多不過百萬、
 少則七八十萬以來、比諸封家、所入全少。（84）と
 みえて、庸調絹數において國家の財政収入を
 圧倒するような封丁數の大いさにおどろかさ
 れる。こうした食實封の量的肥大化とでもい
 うべき側面とともに、他方、食實封制運用の
 在り方における質的变化、これが第二点めに
 指摘されねばならない。

すなわち、封家がおこなう封戸からの封物
収取の間接的形態が、漸く直接的な形態へと
変容を遂げてくることである。これはまず、

「封戸之物、諸家自徴、僮僕依勢、陵轍州縣、
多索裹頭、行貿易、煩擾驅迫、不勝其苦」⁽⁸⁵⁾と

て諸家自徴という事実行為の出現のうち一端
的に示される。なお、関連するものとしては

勅、諸色應食寶封家封戸、一定已後、不得
輒有移改。景龍二年九月廿日⁽⁸⁶⁾

とあり、また翌景龍三(709)年の
三年勅、應食封邑者、一百四十餘家、應出

封戸凡五十四州、皆天下膏腴物産。其安樂
太平公主封、又取富戸、不在損免限、百姓

著封戸者、甚於征行⁽⁸⁷⁾
とあるのをあげた。封物としての特定産物

への執着、封邑存在地域の地の利、多丁含有
封戸の卓越的集中による封物総額の可能的増

大などとい、た封家の立場からの私的利害へ
の関心が、一たび定まりし後も輒く「移改」

すること有るべく個々の封戸を駆りたててい

下のを知りうる。封戸についてのこうし下一定已後「移改」の禁は、封家による封物の直接的な収取形態（「自徴」）の弊をかゝる記載と時を同じくしてあらわれているし、^馬輒くする封戸「移改」が効果を生ずるのは、他でもなくこの「自徴」のもとにおいてこそむしろ現実であつた。とみるべく、封家による封戸「移改」と「自徴」とが同一の事態の異なつた側面の表現にすぎないことを認めうる。但し、その封戸へし下かつて封域とを一定するに際しては、国家による指定がなお一応のところはなされていたようでもあるが、
 唐隆元（七一〇）年六月十三日勅、安國相王、鎮國太平公主、宜各一州全封、其州公主自簡。¹⁰⁰
 とあるによれば、唐隆元年（²中宗崩後）六月^{二十四日}甲辰、睿宗即位す、少なくとも鎮國太平公主に對しては今やそれすらも放擲されるに至っている。因みに同公主は、この後と六月己酉（二十九日）には「加實封五百^百戸通前一萬

戸⁽⁸⁹⁾になつたという。

第三に、如上にみとめえた食実封の肥大化及び食実封制運用の在り方における質的变化が、かくも急激に齎されることになつた原因の一つとして、やはり当該時期の特殊な国家権力の性格を看過しえない。例えは、中宗神龍二(一七。六)年閏月丙午に
太平、長寧、安樂、宜城、新都、定安、金城公主並開府、置官屬⁽⁹⁰⁾
なる制(救)をみ、

(安樂公主)與太平等七公主皆開府、而主府官屬尤濫、皆出屠販、納警善官、降墨敕斜封授之、故號斜封官。⁽⁹¹⁾

とある、有名な斜封官の弊を生みだしたこと。

あるいは、時主與長寧、定安三家廝臺掠民子女爲奴婢、左臺侍御史袁從一縛送獄、主入訴、帝爲手詔喻免。從一日、陛下納主訴、縱奴騷掠平民、何以治天下。臣知放奴則免禍、劾奴則得罪於主、然不忍屈陛下法、自偷生也。不納⁽⁹²⁾

とみえて、長寧、安樂、定安公主がなすので
 あれば、國制の枢要たるべき良賤制の蹂躪も
 とはや問うところではなかつたという。「國
 家理性」を後景にいやり、皇帝みずからの
 恣意性が、単にそれのみを目的として國家の
 公権的性格をも覆いつくさんばかりに突出す
 る。高宗、則天后、中宗及び睿宗の治世期間
 は、就中そうした事例に事欠かないように見
 受けられる。従つて、もとより「恩澤」に属
 するものが食実封制であつたことを思えば、そ
 の分析に當つてはなおのことこの間の事情が
 考慮される必要がある。現に、旧唐書卷玄
 宗諸子伝によれば、

唐法は、親王の食封は八百戸、一千戸に至
 ることあり、公主は三百戸、長公主は三百
 戸を加え、六百戸に至ることあり。高宗朝、
 沛、英、豫王、太平公主は武后の生む所な
 るを以て、食制を逾ゆ。垂拱中、太平一
 千二百戸に至る。

とあり、さらに新唐書卷十三諸帝公主伝太平公主

伝には、
 永淳（高宗・六八二年）之前、親王食實戸
 八百、增至千輒止、公主不過三百、而主獨
 加戸五十。……
 とみえる。すなわち、先に唐法（制）ありき、
 しかるを高宗時から「食_二逾_一於_二制_一」るに至り、
 この脈絡を以て記している。垂拱中、太平公
 主の封戸を一千二百戸に引き上げるに際して
 も、その旨をうたつた詔敕によつたことは確
 実であるが、旧唐書作者の筆法によれば、
 だしそれは、公主_二三百戸と定めて_一いた唐法
 （制）に対して、あくまでもこれを踰える例
 外を許した勅ではあつても、代わつてその勅
 自身が新たな唐法（制）ではなかつたのであ
 る。ここに「唐法」といい「制」といって
 るのは、少なくとも永淳以前、恐らくは太宗
 貞觀期以前のものと考えられる。⁽²³⁾ 高宗（睿宗
 期）における食実封制の展開とは、多分に皇帝
 の恣意に彩られた、かかる唐法（制）に非ざ
 る勅のめまぐるしい發布と、それに伴う制度

のルーズな運用の結果であつたと考えられよう。

かように法形式のうえでは唐法（制）を逾えるかたちで進行したとおもわれる高宗、睿宗期の食実封制ではあつたが、一定の歴史的展開をみ、もはや無視しかたない社会問題として立ち現われる迄にいたつた現局面においては、それを逾えることではなした。既往の唐法（制）は事実として形骸化しており、すでに現存しえている社会的諸関係も、それを再びもとの枠に収めようとするには余りに内容がはみ出しすぎていたとみえる。開元年間における所謂“玄宗の食封制改革”と呼ばれるものが、ときとして「開元新制」・「開元定制」などと表現されていることにそれはあきらかである。玄宗による一連の食実封制改良は多岐にわたつてゐるが、この改良自体については仁井田氏以来はやくから注目され、別けても日野氏によつて詳細な検討がくわえられてゐる。したがつて、封家教、封戸教と相続

制、封物とその徴収制などといった諸点につ
 いて、それらのこれまで「制を逾」ゆるを来
 していた在り方が玄宗朝にいたっていかに制
 度、技術的に改良されたかの検討は、さしあ
 らってこれを従来の諸労作に譲ることとする。
 ここで重視したのは次のことなのである。
 すなわち、右のごとき「唐法」(「制」)か
 ら「開元新制(定制)」への転換が必然であ
 ったことのうらには、高宗、睿宗期における
 当該制度のルーズな運用とその結果を契機
 の一つにしたのは勿論であろうが、一方、単に
 そのことのみでは説明しきれない問題が残さ
 れているように思うこと、これである。上部
 構造的な見地よりして当該制度がいかにル
 ーズに運用される機会を約束されたとしても、
 よって現実にもそうでありうるためには、け
 だしそれに見合うだけの条件が社会の側にと
 実際に存在していなければならなかつたはず
 である。その意味で、ここでもまた浮かび上
 ってくるのは、当時の封戸ないし封戸の在り

方をめぐる問題、延いてはそうした封戸の母
 体たる「百姓」^レ「戸」への国家支配の在り
 方をめぐる問題であるとして了解される。かかる
 了解の上に立って、次節では、それに関りが
 あると思われる「開元新制」の該当箇所を検
 討し、併せてそれがいかなる意味で「開元新
 制」といえるのかを考えることで右のような
 問題に対する若干の手懸をえたい。同時にこ
 れはまた、前章第2節「唐・祖調庸時代にお
 ける国家の『戸』支配について」に対して、
 それをさらに豊かにするうえで寄与するところ
 があるであろう。

2 封戸ないし封戸の在り方をめぐる問
 題と開元新制

既述のように、高宗と睿宗期における食実
 封制の展開は、直接に封戸をめぐるかたち
 においてあらわれてきた。

すなわち、封家によるところの「自徴」
 などとからんだ一定以後での「移改」であり、

の封戸数(95)をば、安樂、太平二公主がおおよそ「高賢多丁家」を以て満了しうる条件が現に存在しえたことである。「或は一封を數州に分食す(96)ることのあつたこと、また後ちには「安國相王、鎮國太平公主は、宜しく各々一州に全封を食むべく、其の州は公主が自ら簡ぶべし(97)」なる勅とみえてゐること、なども考慮される必要があろうが、それにしてもなお封家が専使を派遣し「自徴」を厭わぬ範圍内で、系統的に「高賢多丁家」の封戸を取りそろえうる客觀的条件のあつたことは否定できなからう。

また、ここに所掲の資料では安樂、太平の固有名詞を挙げるのみではあるが、とりわけ二公主に寓目、象徴せしめられた事実は、為は、多かれ少なかれ當時にひろく行なわれていた一般傾向であるとも見て一向差支えない。さればこそ、開元中、一封戸当封丁制限についての改良がころみられていたのであり、現にその時点ではその安樂、太平兩公主

はもはやこの世にはいなかつた。開元中の一
封戸当封丁制限に関する改良は、安樂、太平
公主に向けられたものではないのである。
しかして、斟酌すべき要件としてなお欠か
しえないのは、当時における封境の特定地域
への集中化傾向であろう。

〔景龍三（七〇九）年〕十一月、河南巡院

監察御史宋務光上疏曰：臣聞、分珪列土、

各有方位。通邑大都、不以封錫。前猷未遠、

古義亦深。自頃命侯、稍殊舊式、莫居境瘠、

專擇雄奧。徐州貢土、方邑已乖、寢邱辭封、

讓德不嗣。且滑州者、國之近甸、密邇帝畿、

地出縑紈、人多趨附。所以列縣惟々、分封

有五。王賊少于侯租、入家倍于輸國、
（99）

とあるごとく、滑州は「國の近甸にして、帝

畿に密邇し、地は縑紈を産出し、人は趨附す

ること多しきかゆえに、七つの属縣のうち五

縣までが封境に設定せられ、為に「王賊は侯

租より少なく、入家が輸國に倍ししたという。

一体、百四十家已上に及んだとされる封家そ

(98)

107

れ、その境域を詳かにするのには困難ではあるが、

初、景龍中、宗楚客・紀處訥・武延秀・韋

温等封戸多在河南・河北、諷朝廷詔兩道蠶

産所宜、雖水旱得以蠶折租⁽¹⁰⁰⁾。

とあるなどを勘案すれば、前の滑州・安国相

王の相州を含めて、或いは河南・北兩道に集

中せられる傾向が強かつたことは疑いない、

ということができよう。

だとするなら当時また、こうして事情の下

においてすら、かの安樂・太平公主のごとき

「富戸」漁りが現実性をもちえていたという

ことになるのであり、それゆえ、以て封戸に

充てらるべき「百姓」のなかに、それを可能

にするだけの「高賢多丁者」が社会に系統的

に生み出されていなければ可能性を一層高からしめ

るものであるように見受けられる。

唐初頭「實封を食む者は、凡そ一戸ごとに

一丁の歳調を以て之を給す」としたのとは必

ずしも比較が妥当でないかも知れぬとはいえ

玄宗開元年間、一封戸当封丁数制限に関する改良がこころみられねばならなかつたのには、少なくともと以上のような事態を前提とした公権としての国家権力の危機の自覚があつたからなのであろう。かくして次に、その玄宗開元年間の改良の目を転じなければならなくなると。しかるに、これにはなお考証上の未解決の問題が残されてあり、本稿の行論にあつてもそれを避けて通ることにはできないように思われる。

関る資料は次のごとくである。

[A] (開元)十年、――凡諸王及公主以下、所食封邑、皆以課戸充、州縣與國官邑官、共執文帳、准其戸數、收其祖調、均爲三分、其一入官、其二入國、公(宋公當爲公主之誤)所食邑、則全給焉。
(通典卷三職官十三歷代王侯封爵)

[B] (開元)二十年五月勅、諸食邑實封、並以三丁爲限、不須一分入官。――(同石)

部外
(101)

唐六典卷三吏
部司封郎中員

[C] 舊制、戸皆三丁已上、一分入國。開元中定

制、以三丁爲限、粗賦全入封家。(

これよりほか、「(開元)十一年五月十日

勅、請諸食實封、並以丁爲限、不須一分入官。

「なる現行本唐会要^{十卷九}縁封雜記の記載が

存在するが、礪波氏により明らかにされ下

うに、「⁽¹⁰²⁾十一年」は「二十年」の、「以丁」

は「以三丁」の誤であつて、資料[B]と同一の

ものである。

また、資料[C]にみえる「舊制」と「開元中

定制」とのうち、後者の内容は「以三丁爲限、

粗賦全入封家」であつて、資料[B]の「並以三

丁爲限、不須一分入官」とあるのと内容的に

一致するから、これも亦た同一のものと考え

て問題は無い。したがつて、時間的経過から

みた資料[A]・[B]・[C]の内容の関係は、一応、

資料[A] ↓ 資料[B] (資料[C]の「開元中定制」)

ということになる。が、ここに一つの疑問が

生ずるであろう。資料[C]の中、「開元中定制」

はそれでまずよいとして、もう片方の「舊制」
 の方は一体どうなるのかということ、これで
 ある。この「舊制」がもしも資料[A]とイイク
 オルということでもあれば、はなしの筋とし
 ては最も辻褃が合うようにもみえる。果たし
 て本当にそうなのであるか。見較べてみれ
 ば明らかなるように、重ね合わせるには両者の
 あいだには余りに大きい内容的距りがあると
 私には感ぜられる。一方は「均爲三分」とい
 い、他方は「皆三丁已上」といつているかこ
 ときにである。資料[C]の「舊制」は、資料[A]
 とイイクオルか否か、これがまず問われねば
 ならないと考える。この点は、すでに仁井田
 氏によっても疑問とされ、この「舊制」は「
 通典に見えた制度を指したものであるか、
 この文のまゝでは通典前掲文（ここでの資料
 [A]・山根）と同意義に解し得るか問題である。
 としなから、にも拘らず当該引用文での刀点
 は前半の部分に置いてある。しかしそれは逆
 なのではなからうか、こう考えたとしてもお

'''

(2)

かしくはないようにもおとられる。そのままでは同意義に解しうるか問題であるのにそれをどうしても同一のものとみなさなければならぬとするこの方にむしろ不自然さを見出すからである^{post}

このような思いを懐くにつけて、そもそも資料[C]において、一方での「舊制」に對するものが他方での「開元中定制」(「資料[B]」であつた点にさらに大きな引掛をおぼえるのを禁じえない。そこではじめに、資料[C]をこの点に関してみてみることからはじめよう。

さて、一見してわかるようにそれは「舊制」……と「開元中定制」……との二つの部分から成り立っている。ところでこの両部分からなる資料[C]は唐六典著者の原註に係るものであるが、しかして唐六典そのものは開元十年編纂に着手してから前後十六年を費して二十六年に奏上されている^{post}。したがって一方の「開元中(二十年)定制」についていうなら、唐六典著者は現行法としてのそれに生々しく

直面していた訳である。とにより「同書は當
 時の官職を基準に、その職掌に關係する律令
 格式その他の諸規定を、分類編集したもので
 あつた（『東洋史料集成』）。¹⁰⁵ だとするなら
 ば当然のこと、原註に於ける筆法は、その節
 略せられた文を通じてあくまで「開元中定制」
 を意義づけんとすることにこそ強く、それを
 より効果的ならしむる為に、対照するに必要
 なかざりて「舊制」をとりあげ且つ対比し
 ているものかと考えねばなるまい。そうとす
 れば、ここに一方で「開元中、制を定め云々」
 といいつつ、他方でそれと比較するに「舊制」
 云々を以てするとき、その「舊制」をと「
 開元中定制」に同じく矢張開元中の創始にな
 るものとみるのは甚だ不自然であるというべ
 きである。蓋し開元七年（又云四年）律令格
 式によつた唐六典であれば、その著者にとつ
 て開元前半期は全き同時代であつたにちがひ
 ないのである。

かくて、開元二十年を知らぬはずはなか

氏唐六典著者にと、て、「舊制」と區別するに際し、単に「開元中定制」と表記することです。十分に「氏」という事情が推知せられてよからう。ここにみえる「舊制」は到底開元年間に創設されたものではありえないと私はみる（さとなければ、まさしく「開元中に「舊制」と「開元中定制」との二度の”定制”が存在した、という不合理を承認することになるうからである）。すなわちこの「舊制」とは、思うに開元以前に創始をみ引きつづき、或いは開元のある時点までは行なわれていた「制」|| 制度であつた。と理解するのが一番妥当な線であるにちがいない。また開元以前の創始といつても高宗中晩期から睿宗期にかけての時期に想定するのは難しからうから（前節参照）、それは恐らくはもと前、そして「唐制、食實封者、凡一户以一丁之歲調給之」。よりは後との、すなわち初めて功臣の實封を定めた武徳九年以降のことではないか、と私に愚考する。それはさておくとしても、と

まれ「舊制」は開元以前の制定に係り、また資料[A]との関係に於いては夙に仁井田氏も「この文のまゝでは――同意義に解し得るか問題である」とせねばならなかつた内容である以上、開元十年なる資料[A]の年次(106)になお未練を残す私としては(107)ひっきょう次のごとき考え――「舊制」と資料[A]とはイイクォルではなく、むしろ前者は後者より溯るものである――に至らざるをえない。したがって、以下ではさしあたりこうした考えの上に立って「舊制」・資料[A]・「開元中定制」を位置づける方向を確保・想定しつつ、為に従来とりわけ内容理解が困難とされてきた「舊制」にやや立ち入った考察をくわえ、ついでなおその結果を以てしても全体として論旨に支障をきたさないかを吟味し、以て右の考えの成立する可能性を確認することをこころみたい。

さて、「皆三丁已上」なる特徴ある句を含む「舊制」記事は、周知のように今のところ資料[C]の唐六典著者原註にしか残っていない

い。ここに困難の生じる一つの大きな理由が
 あり、さらにはまた著者原註であることから
 してそれ自体がすぐれて節略せられたものと
 なっていることである。とはいえそこにしか
 ない以上、それを検討の対象とするよりほか
 はない。資料〔C〕の「舊制」と「開元中定制」
 とは、便宜をはかるために〔甲〕〔乙〕を附し、もっ
 て書き分けてみるなら次のようであつた。

〔甲〕舊制、戸皆三丁已上、一分入國。

〔乙〕開元中定制、以三丁爲限、粗賦全入封家。

問題は、それでは〔甲〕にいうその「舊制」を
 内容的にはどのようなに理解したらよいのかと
 いうことになる。〔乙〕と対比しつつ考えてみよ
 う。

まず、〔乙〕に「以三丁爲限」とあることから
 して既に、「舊制」で問題とされている封丁
 数が恐らくは三丁以上であつて〔乙〕のごとき三
 丁限でなかつたことは敢て記さずとも自ずか
 ら知られる範囲の事柄に属する。したがつて
 単に〔乙〕の「以三丁爲限」に〔甲〕の「皆三丁已上」

の句が対置されてそれぞれ一封戸当封丁数の制限について述べているとすれば、[甲]の「皆三丁已上」の句にはもはや贅辞の感が深い。原註を構成する[甲][乙]が語句をえらびつつ不可欠な要点のみを記す節略文であつたれば、なおのことそうであろう。のみならず、一層重要なのは次の点に存する。

いうまでもなく、[甲]は「戸皆三丁已上、一分入國」をば、「舊制」すなわち制度としてかたつていと理解される。しながつて、そこでの公認されたる一封戸当封丁数の制限が

「皆三丁已上」に表示されているとすれば、「舊制」における制限とは下限はあつても上

限はない制限であつた、というおよそ制度を語るには甚しい非論理に逢着せざるをえない

ように思われる。(この点、[乙]の方は、「以三丁爲限」によつて上限 || 三丁・下限 || 一丁

を与えられたものとも言うことはできる)。これを

唐食実封制にのみみられる特殊な規定の仕方である、とは認めがたいことは、曾て引用し

氏「唐制、食實封者、凡一戸則以一丁歲調給
 之。」なる胡三省註によつても窺いうるところ
 であろうし、食實封制の一般規定に賦役令復
 原第一〇条が、「賜實封者、皆以課戸充、準
 戸數、云々」としてそとそと戸數計算をうた
 っていることから予想されよう。また、「皆
 三丁已上」とあれば二丁已下の「戸」を封戸
 に充てるのを禁じたものであつたのかどうか
 禁じていたとすればその理由はどこにあつた
 のか等々、これを単に一封戸当封丁數の制限

(下限のみ)についてのべていると理解す
 る為にはなおいくつかの根本的な困難が存在
 しているように見受けられる。

ところで、既往の研究の中にあつて自己の
 論旨の展開にあたりこの「舊制」記事を大き
 く位置づけた最初は日野氏であつた。その際
 同氏は、これを右にみたとすな、単に一封戸
 当封丁數の制限(しかも下限のみ)との理
 解に立つて論をすすめていようかみえる。
 が、同氏の議論はもとと根本的な問題点か

含まれていと思う。「舊制」記事に依拠する仕方が、すなわちそれである。

第一に氏は、それを「旧制。戸皆三丁已上。

云云」として下につづく「一分入國」を落として引用しつつ、「この三丁は一応封家に与え

られる最低の線であつたことは紛れないが、

同時に又これが最も一般的な標準の線で、そ

れ以上は四丁・五丁等すべて優遇的増枠とし

て扱われていたものと見るべきであろう。⁽¹¹⁹⁾と

するのであるが、記事には現にある「一分入

國」と「(國家が・山根)満喫させてやるの

が殆んど慣例的であつた⁽¹¹⁹⁾という「優遇的増

枠」概念とは調和しかた⁽¹¹⁹⁾いものと認められる。

第二に氏が、武・韋后時代、相王(七千戸)・

太平(五千戸)・長寧(二千五百戸)・安樂

(三千戸)には「以て丁爲限」⁽¹¹⁹⁾が公認されて

いたという前提に立ち、これと当該記事「戸

皆三丁已上」とを直接関係づけて論を構成し

ていることである。第一点でのごとき氏の「

舊制」理解は、必ずしも「舊制」記事自体に

即して導き出されたのではなく、かかる「以て丁爲限」史料等からの推察に負っているのであり、そうである以上、右の前提は氏にとって鞏固なものであることを必要とする。しかるに、新唐書の「以て丁爲限」は夙に仁井田氏以来のいわくつき(113)の史料であつて、当然独自の吟味を要するばかりか、私見によれば旧唐書卷一百七玄宗諸子伝の「皆以て千爲限」の誤であり且つて丁限の公認とみとむべき表徴とないのである。

かくて、如上の諸点よりして、(甲)の「皆三丁已上」の句が直ちに「舊制」における一封戸当封丁数の制限（実際には下限のみ）をのべているとすることには疑問がある。その際、註の中においてではあるが仁井田氏は、かつて当該資料に関して「唐六典では一戸に三丁以上ある場合に於いて、その租賦の一分を國に入れる様に見える」と(114)と指摘していた。けれどそこには重要な示唆が含まれているように覚える。そこでいま、この仁井田氏の言

に示唆をえて考えてみたかと思ふ。このように
 に思ひを定めるとして、ときに想起されてく
 るのが、以下に掲げるごとき新唐書卷四十六百官志
 一での食実封制の記載である。再び先ず[甲]を
 掲げ、それと対比しつつその新唐書百官志の
 記事(丙)と記事(乙)を示してみよう。

[甲] 舊制、戸、皆三丁已上、一分入國。

[丙] 凡封戸、三丁以上爲率、歲租三之一入于朝
 庭。

右のほあり、[甲]の(1)(2)(3)が[丙]の(1)(2)(3)に、
 (1)は(1)に對して(2)は(3)に對してといふように
 それぞれが対応している。――線部分は、文
 字の異同を除いて相互に重なり合う箇所を示
 し、又た~~~~線部分は、単に意味をとり易く
 する為に補なわれている箇所を示す。これよ
 り見ればすなわち、[甲]と[丙]とが同一の事象を
 かたっているものであることは疑なく、新唐

書Ⅱ〔丙〕の記事が、唐六典Ⅱ〔甲〕の記事を使用し
て成った後次的なものであることも明瞭であ
る。したがって、〔丙〕の〜〜線部分は、その際
に、簡略にすぎる〔甲〕の文に対して意を以て補
なわれたものと認められよう。ときに新唐書
については、「新書は唐代の公私文献を使用
する場合、それを出来るだけ簡潔に古文風に
書き直して居る」といわれる。ここで、〔甲〕の
「舊制」が〔丙〕にはなく、同じく〔丙〕の「皆」が
〔丙〕では消えていること、逆に〔丙〕では文頭に「
凡」字が新置され、同じく〔丙〕の箇所「為率
が附加されていること、などはその点に恐ら
く関係しているであろう。けだしこうした
書き直しは、書き直し側がいかにその原記
事を理解、解釈したのかを示す徴証を、とき
として書き直された記事の中にとどめていて
もあかしくはない。ここに引く、〔甲〕と〔丙〕との
場合がそうであろう。

だとすれば、新唐書における書き直し（記
事）を検討することで、宋人はどのように理

解していたのかに鑑み、難解に見える[甲]の「
舊制」をば如何に理解すべきかの手懸を得る
ことが可能となろう。

この点でまず、[甲]の(四)の「皆」字が[丙]では
消えているのは、さしてそれが重い意味をも
ちえないと観念されたことによるからなので
はないだろうか。それはとどかく、刮目され
てよいと思うのは、[甲]で(四)が「皆三丁已上」
であるのに、[丙]では(三)の「三丁以上為率」に
かわっていることである。「為率」、これに
着目したのである。

しかしして、この「率」は当然名詞であると
みて差し支えないと思うが、但、「為率」と
いう連文のかたちにおいて、それを「オオム
ネ」と訓ずる例にはあまり出会わない。ここ
にみえる「為率」の率字は、音は「リツ・リ
チ」で、その意味としては、わりあい・標準
等差か、或いはきまり・法度・限度といつた
ものが穏当な線としてひとまず想定されてよ
かるう⁽¹⁶⁾。しかるに、二三用例を挙げてみるに

（初元元年夏四月）……又曰、……賜宗室
 有屬籍者馬一匹至二駟、……吏民五十戶牛
 酒。△師古曰、以五十戶為率、共賜之。▽⁽¹¹⁷⁾
 とあり、

諸屯以地良薄與歲之豐凶為三等、具民田歲
 穫多少、取中熟為率。⁽¹¹⁸⁾
 とあり、

田以高下肥瘠豐耗為率、一頃出米五十餘斛
 當田二千七百二十一萬六千頃。⁽¹¹⁹⁾
 とあり、

（大和）四年、詔積錢以七千緡為率、十萬
 緡者期以一年出之、二十萬以二年。⁽¹²⁰⁾
 とあり、

江南郡縣折納布約五百七十餘萬端。△大約
 八等以下戸計之。八等折租、每丁三端一丈。
 九等則二端二丈。今通以三端為率。⁽¹²¹⁾▽

とあるように、「為率」の「率」をきまり・
 法度・限度あるいは標準の意で使用する場合
 には、率字の上に「……」を取りて、「……」
 を以て「等」の辞を伴って限定的に用いるのが

通例と見えるから、「三丁以上為率」の如きは
「三丁以上為率」の「率」は、けだし

除陌法、天下公私給與貨物、率一貫舊算二

十、益加算為五十。給與他物或兩換者、約

錢為率算之。約以下六字、新志作約直為率。

とあり、

（武徳九年）……民部尚書裴矩奏、民遭突

厥暴踐者、請戸給絹一匹。……於是計口為

率。(123)

とある如き、わりあい・等差の意にこそ解し
えよう。だとすればどうなるか。

つまり、[丙]は「凡そ封戸は、三丁以上は率

を為し、歳組の三の一が朝廷に入る」とても

訓すべく、従つて[甲]ととも、一、封戸に三、封

定以上ある場合の封物の配分比率、これを語

っているとして理解されることになる。すなわち、

「凡そ封戸に賜与される封戸については、含

有、封丁數が一、二丁までのものは問かず、と

はや旧制を、二丁以下が不可・三丁以上が可

とする三丁以下限規定とみるべき必要はない。当然認められていて然るべき二丁以下の封戸に就いては、文脈から推して斯く解しえよ、三丁以上の封丁分に於いては比率を設け、即ちわち歳組の三分の一を朝廷に入れる。と解釈しうるのである。

それゆえ、翻つて資料[C]に即してみるなら、総じて封戸内含有封丁数の側面より封家の欲望を一定制約せんとし、そしてそれぞれの段階において現実的争点たりうべく国家が着目

しようとしたポイントか、
[甲]「舊制」では三丁已上の封丁分のところへ一・二丁は全面的に許容)、
[乙]「開元中定制」では一律上限

三丁(許容枠を三丁までに拡大して)という強く引かれた境界線にあつて、相互にしかるべき対照をなしているのである。節略せられ、
[丙]「唐六典著者の制度的比較の意図は十分に達せられているといわねばならない。

そして今や、「戸皆三丁已上、一分入國」

なる「舊制」と、「均爲三分、其一入官、其二入國、公所食邑、則全給焉。」なる資料[A]とが、似て非なることと再び確認されるであろう。ただし、ともに三分制にかかわるものである点で両者は共通して「開元中定制」||資料[B]とは対立する。か、資料[A]に「均爲三分」とうたっているのは、そこで新にそうなるか、それまでは三丁已上のみ三分制であつたかと理解でき、かつ同じく「公所食邑、則全給焉。」とあるのか、「開元中定制」の「以三丁爲限、粗賦全入封家。」規定に一つのモデルを提供したとも理解しうれば、「舊制」に対しては資料[A]の方が後次である可能性がその逆を想定しうる可能性に比してはるか高い。通典での資料[A]に対する開元十年の年次が、なお信頼性を失なわないと考えるの、これは符合するものである。

こうして資料[C]の検討は、その「舊制」を如上のごとくに解さしめ、又天玄宗の一封戸当封丁数をめぐる食実封制の改良をば、資料

[C]の「舊制」↓資料[A]↓資料[B]（||資料[C]）の「開元中定制」という経過として位置づけしめられたのである。

問題はそれが、封戸および以て封戸に充つべき「百姓」||「戸」の在り方、延いては国家の「戸」支配の在り方とはいかなる対応関係にあるかと考えるのかということ、これである。

すなわち、まずはじめに、「戸、皆な三丁已上は、一分國に入る。」（資料[C]（甲））と訓じえられた、一封戸に三封丁已上ある場合の封物配分比率の規定、即ち「舊制」である。

まずは、二封丁已下の封戸についてはふれられておらず、逆に三丁已上の封戸に関してのみ言及を及ぼし、かつそれが封物の三分の一を國家に入るべしとて基本的において國家から制限的見地より語られていることが注目される。したがって、封家の私的利害を一定の契約下に置くべく國家がその意図を一封戸当封丁数の点について実現せんとし、その際

それが現実以有効な場かなあ「三丁已上」の場合を封家と争うことに存在していたと考えられる。その一方で前にも述べたごとく、文脈から考えて、二丁已下封戸の租調庸はその全額が封家の封物収収たるを認められていたと見るのが自然である。たとすれば一歩すすんで「舊制」は、二丁已下が封物を全給、対するに三分の二支給であるという差別形態に制度上の眼目を有し、かかる區別を基本手段としての封家規制の意志を、国家 \parallel 公権がそこに骨化ないし制度化したものであるとみとめられよう。

つまり当該規定の基本的意図は、もとより各封家の一封当封丁数が二丁已下でこそあるべしとの觀念に根ざし、為にそれを二丁已下の水準に維持しようとする点に存したといえるが、しかるにこれを実効性あらしむる為の現実的方策あるいは手段が「皆三丁已上、一分入國」なのである。それ故そうした意図をもつこの国家規制の帰趨全体が、「著目 \equiv 於

事之整體、……自能^{ツクル}挈^ヒ其要領^ヲ者において、
 実際には封丁が三丁已上の場合にのみ関つて
 いたかの如くに強く心象されたとしても不思議
 ではない。唐六典の著者が、「開元中定制」
 と比較するに当たり「舊制」原文から三封丁
 已上封戸のケースについてのみ抽出・節略化
 しているのも、けだしそのゆえなのである。
 ところでは、このような「舊制」の規定がそ
 の効果を十全に發揮しうるのには、そこに、
 国家の立場からいえばどのような社会状況が
 観念・志向されていたのであろうか。「舊制」
 が、制定当初から実施を期待されなかつたこ
 ののであるとは到底考えられないからである。
 すなわちこの「はいは、すでに社会に三封
 丁已上の封戸が広範に存在し且つ再生産され
 ているような状況であるというよりと、むしろ
 るその逆であるといわねばならないであろう。
 というのは、三封丁已上の封丁を含む封戸の
 存在が依然偶然事（偶有性）にとどまりえて
 いる段階においてであれば、かかる「舊制」

によつて国家は、一方で、三丁已上 \parallel 三分制の「不利」(無論、封家の側にとつての)を以てなお散発的なる封家の「高賢多丁者」漁りの意欲を摘み取り、同時にまた他方では、賜封が「有功之臣」の人心収攬に不可欠とはいえそれがもたらす国家財政の圧迫を必要限度に止めることも可能であつた、と思われる。が、そうではなく、三封丁已上の封戸の存在が相当広範にみとめられる状況にあつたとするれば、三丁已上 \parallel 三分制は、封物支給における繁雑さを封家・州縣の双方にとつて生ずることはあつても、その制限的機能に関しては、封家によるありうべき系統的な「高賢多丁者」追求の行為に対してもはや無力に近い。三丁已上 \parallel 三分制による曾てはそうでありえた「不利」も、ここではより一層の「高賢多丁者」漁りによつてカバーされようとするだけである、——かく考えられるからである。いな、むしろそうした段階に立ち至つた時においてこそこの「舊制」が歴史的役割を終え、かわ

って「三丁を以て限と爲す」「開元中定制」
が引き出されるのではあるまいか。

かくして「唐制、食實封者、凡一戸則以一

丁之歳調給之。」の後とを承けた「舊制」の規

定は、判定時の状況との対応関係を問題にし

ようとした場合、一方では「自徴」「移改

等」という封家の恣意に対しては一定程度強い

規制の存在をうかがわしめ、同時に他方では、

国家の「戸」支配がなお強制的な「戸」操作

の可能性を保持し、かつ極端な多丁戸の出現

がそれなりに規制せられていて、いまだ三封

丁已上含有封戸の存在は多くはない、こうし

た社会の現実に対応・志向しつつ制定された

もののように推察されるのである。ときに曰

野氏は、景龍三（七〇九）年の韋嗣立上疏文

中に、「臣竊見食封之家、其數甚衆。昨略問

戸部、云用六十餘萬丁、一丁兩匹、卽是一百

二十萬已上。」⁽²²⁴⁾と見えるを以て、一般的に封物

三分制が景龍三年以前には溯りえない確証と

する。⁽²²⁵⁾しかしながら、そうと断定するにはい

ささか疑問がある。というのは、一つには韋
 嗣立が六十余万丁云々といっているのは庸調
 絹数のみについてであつて租にはなぜか言及
 しておらないこと、この疑問についてまず説
 明を必要とするであろう。ついで、中宗景龍
 年間を前後するこの時期においてこそ、皇帝
 恣意の直接的発現の下に「食、制を逾ゆる
 ごとき」制「から乖離」食実封判のルーズ
 な運用が展開していったのであり、「判」とし
 ての三丁已上 \parallel 三分制が実際にはそのような
 事実行為によつて無視せられていたとしてと
 一向驚くにはあたらないと思われること、で
 ある。一体、右の韋嗣立上疏は、当時盛況を
 極めていた食実封判の弊をきびしく拍斥した
 ものである。そもそもその極弊（現実）を拍
 斥するのに、どうして「判」が遵守されてい
 る状態を仮定すること（虚）でそれかなされ
 ていると理解せねばならないのであるうか、
 容易に納得しがたいところであるといわざる
 をえない。前に資料〔C〕で「舊判」を検討した

結果を引合に出すまでもなく、右のような点を考慮するなら、ここでの所引資料に即し理解するかぎりにおいて、現に「舊制」の規定が存在していた下で同時に韋嗣立の指摘せる如き事態が展開していたと想定すること十分可能なのである。それにまた、「以三丁爲限、粗賦全入封家」(資料(C))として「開元中定制」で封物三分制を廃止したことが強調せられているのをみると、その三分制を初期開元に始まり少しくしてまた開元二十年に廃止されると考えるよりは、むしろ開元以前に溯らせて考える方が、思うべしと自然であろう。高宗中晩期と睿宗期における三分制の事実的空洞化が、開元二十年に至ってその最後の廃止を齎し代うるに「以三丁爲限、粗賦全入封家」を以てした、——その意味においてこれが、「舊制」に代いて「開元中定制」であり、「開元新制」⁽¹²⁶⁾でありえようからである。因みに、封物を分収する規定そのものは、日本養老令を通して唐高宗期にそれが存在して

可能性をうかがわせている⁽¹²⁷⁾。
 こうして以上ような状況こそが想定されう
 るものとすれば、したがつて、玄宗開元期に
 おける封戸をめぐつての改良もまた、そうし
 た経過をふまえてなされねばならなかつたに
 ちがいない。

すなわち第二に、開元十年の年次をなお否
 定しきれないとみた資料[A]の⁽¹²⁸⁾ばあいである。
 けれどそこで、その前半に「凡諸王及公主以

下、所食封邑、皆以課戸充、州縣與國官邑官、
 共執文帳、准其戸數、收其祖調」とて、一見
 いれずもがなの感がある食実封制の一般規定
 と類似内容の文が附帯されるもの⁽¹²⁹⁾、右のごと
 く考えることで納得できる。「食、制を逾ゆ

ること」で出現した高宗中晩期、睿宗期におけ
 る食実封制展開の現実に対し、一方で玄宗に
 は先ずは一般原則へと立ち返ることが必要で
 あると観念されたのであろう。しかも「舊制

と「開元中定制」との間にはさまるこの資料
 [A]は、それ故もとより「制」というには当

らず、前「制」から後「制」への移行的措置
であつたとみとめられるのである。

他方、にも拘らず封戸からの封物の問題を
めぐつては、「舊制」規定を単にくりかえす
という形を資料[A]でとつてはいない。それ
は、

均爲三分、其一入官、其二入國、公（宋公當爲
公主之誤）
所食邑、則全給焉。

という形を以て与えられているのである。三
丁巳上||三分制（「舊制」）では、それを再

發布・強制しても全く無意味であると觀念さ
れたことをこれは物語るものである。前半

部分でのごとく「州縣と國官邑官とが共に文
帳を執り、其の戸數に准じて其の組調を収」

むることを復旧させようとして、なお同時に「
舊制」を復活するのは不可、と判断させられたの

には当時どのような事情があつたのであろう
か。

すなわち社会的現実として、高宗中晩期か
ら睿宗期を通じて漸く多丁戸の広範な出現を

みるに至り、併せて食実封制運用のルーズ化
 (例えは「自徴」・「移改」等)と手伝って
 三封丁已上の封戸が常態ですりあるというご
 とき状態に立ち至っていたと考えざるをえな
 い。三封丁已上の封戸がとほや常態ですらあ
 りうるというのであれば、「舊制」における
 三丁已上ある場合に限っての三分制規定は、
 三分制の「不利」を各封家に共有_{||}拡散せし
 めるとはいえ、ひとたび拡大したのちの封家
 による「高賢多丁者」追求の衝動に対しては、
 事実上それを規制しえないばかりか、いなむ
 しろ拍車を加えるべく作用する他なかつた、
 とみとめられるからである(本稿、一三一頁)
 かくて、「均爲三分、其一入官、其二入國」
 とみえる資料[A]の後半部分は、国家財政を再
 建するとの意図をも兼ねて、そうした社会的
 現実へと一定の規制を意図する対応であつた
 と了解しうるのである。しかして延和元(七
 一二)年八月庚子に即位し、わずか十年の治
 世を経たばかりの玄宗にとって、は、改良その

とのが限られた内容にとどまらざるをえなかつた。その意味でと、それは移行的措置であつた。然るに、三丁以上 \parallel 三分制（「舊制」）とは、一見似ているようではありながら、国家の政策的意図においてはずでに根本的に別のものであつた。すなわち、ここでは「舊制」と全く異なり、とはや三丁以上の大型「戸」として見出される封戸をこそ予定し且つそれに対する対策として、三丁以上の部分に限らず、全封丁分をば三分制の対象に移しているのである。三丁以上封戸の広範な存在という現実を否定することはすでにかなわず、かといつて課丁の庸調絹数の過半が封家に占められという事態を放置しておくことと許されるなの中で、玄宗のさしあたりとリえた苦肉の策がこの「均爲三分」の方策であつたのらう。実際、この方策を以てしても、封家による「高賢多丁者」追求は止めるべくもないのである。それ故に、「均爲三分」の方策のこうした移行措置としての不十分さは、窮極のところ

「開元中定判」へ移行すること、補われねばならなかつたのである。

し、たが、て第三に、「以三丁爲限、糶賦全入封家」なる「開元中定判」は、その改良にあける一步すすんた徹底性のゆえに、さらに十年の年月を俟たねばならなかつたのである。唐会要の記事でこれを見るなら、

請諸食實封、並以(三)丁爲限、不須一分入官。其物仍令出封州隨庸調送入京、其脚以租脚錢充、並於太府寺納、然後準給封家。

とあつて、より詳しくその内容を知る。ここに至り、三丁已上の封戸を漁る封家の衝動が根拠を失ない、「自徴」等の不正行爲もまた最終的にその途を断たれたのである。

とはいへ別の見方をしたばあい、この「開元中定判」は、開元十年「均爲三分」方策の延長線上に横たわるその制度的純化形態ではあつたとしても、本質的にそれから區別されるべき性格のものではなかつたように思う。というのは、「均しく三分と爲す開元十年

の場合も、「三丁を以て限と爲す」開元二十
 年の場合も、そもそもそうした制度的改変を
 余儀なくさせたところの背景にまでは、改変
 の手が及んではいない。すなわち、三丁已上
 封戸の広範な存在という事実そのものには畢
 竟為す術をもたざるかの如く（封物計算上、
 三丁を越える課丁をば切つて捨てるよう求め
 ているのみである）、むしろそのような現状の
 追認を前提とした、程度の差こそあれいずれ
 も技術的改良の域に止まっていた、と判断さ
 れるからである。翻つて三丁已上封戸の広範
 な存在という事態は、高宗中晩期、睿宗期に
 おける「移改」・「富戸」・「漁り等」、ただ単に
 封家の多丁戸取揃えという多分に技術的要因
 によつてのみ齎されたものではなかつた。仮
 りに社会における封戸およびその母体たる「
 百姓」||「戸」の状態は一定不変で、ただ単
 に封家による多丁戸の取揃え行為がかかる事
 態を惹起せしめたとするなら、「開元中定制」
 の重点はそれの嚴禁をうたうことに置かれて

こ、そしかるべく、必ずしも「舊制」を廢して
 「以三丁爲限」を打ち出す必要はなかつたであ
 ろう。しかるに、そうした仮定は成り立ち
 えなかつたのである。すなわち、史書には

貞觀永徽之前、皇猷惟穆、咸亨垂拱之後、
 淳風漸替。征賦將急、調役頗繁。選吏舉人、
 涉於浮濫、省閣臺寺、罕有公直、苟貪祿秩、
 以度歲時。中外因循、紀綱弛紊、且無懲革、
 弊乃滋深。爲官既不擇人、非親即賄、爲法
 又不按罪、作尊寧逃、貪殘放手者相仍、清
 白潔己者斯絕。(129)

とあつて、武則天朝政の咸亨・垂拱以降官界
 の腐敗墮落したことを伝え、延いてはこれか
 今天下戸口、亡逃過半、祖調既減、國用不
 足。(130)

とて、一方で逃亡戸口を簇生させ、また
 又比縁征戍、巧詐百情、破役隱身、規脫租
 賦。今道人私度者、幾至數十萬。其中高戸
 多丁黠商大賈、詭作臺符、羈名偽度。……
 又重賂貴近、補府若史、移沒籍產、以州縣

甲等、更爲下戸。當道城鎮至無捉驛者、役
速小弱即破其家⁽³¹⁾

とあって、他方で仏寺・道觀への僧侶・道士
としての偽度、或いは官使・官司への色役・
職掌人又は兵士としての影庇を醸していたの
かた、てゐる。「今天下の戸口は、亡逃する
もの半ばを過ぐ」といわれているように、
庶民の戸籍から「百姓」の戸籍から
の離脱であり、階層分化であつて、折しも

勅諸州百姓、乃有將男女質賣、託稱傭力、
無錢可贖遂入財主、宜嚴加禁斷。
長安ニハセ〇ニシ年二月十二日⁽¹²²⁾

この勅が發布されることにもそれほかかわ
れるのである。時に当たり「百姓」||「戸」
の一部が上層への分化を辿つた過程を具体的
に明らかにするにはなほ今後の課題とせざ
るをえないが、右のごときその下層への分化
が進行する中で、既存の「高戸多丁黠商大賈」
などは別振、他方での新たな上層部分が生
みだされていたであろうことはけだし十分に

考えられるのである。均田制下戸籍の崩壊形
 態を表示するかの『大暦四年手實残巻』にお
 いて、「大暦四年に在籍する十六戸中、一戸
 に二人以上を含む十一戸についてみると、内
 單家族と見られるのは僅かに五戸にすぎず、
 残りの六戸には成年兄弟や傍系親が含まれ
 「一戸當りの平均口數が四人強(三載)三人弱
(大暦四年)と甚だ少い本手實記載にあつてとこの
 徴(下家族型の構成・山根)が明瞭に認めら
 れる(133)』という事實に着目すれば、「百姓」
 「戸」のそうした新なる上昇部分は、戸籍偽
 濫を併行しつつも、国家のかかる三族制維持
 政策の甲に恐らくはその実現の根柢を求めた
 のであろう。しかして、一方で「百姓」
 「戸」による「今天下戸口、亡逃過半」との
 逃亡と、他方での既存「高戸多丁黠商大賈」
 等による課丁の官場への影庇とは、当時課丁
 の絶対的減少を齎すことになつたか、にも拘
 らず六十余万丁に及ぶ封丁をなお封家が確保
 した下には、かかる新たな上昇部分の出現

かその背後に想定されうるのである。三丁已上封戸を封家が追求するに当り、資料上「高賢多丁者」・「富戸」等と表象されたところのものには、多分にそれらが含まれていたにちがいないのである。そしてまたそれは、当該社会が何よりも戸籍（基本台帳）に基づいて「戸」支配であつたことよりすれば、取りも直さず三丁已上封戸の如きを宏範に出現せしめるに至つたという国家の「戸」把握の在り方をめぐる問題として理解されねばならぬいであらう。

かくして、この点からみると、開元中「定制」の「以三丁爲分」とは、唐初における強権的な「戸」操作と「戸」の保持の在り方と対応するのではなく、却つてそれが不可能になつていつた段階の一過程をこそ表示しているといえるであらう。現にこの改良によつて得たところが、唐初の如き食実封制の在り方を回復することではなく、むしろこの制度自身の「年金給与化」⁽¹³⁴⁾ || 抽象的無内容化（封

戸の存在形態とは無関係に他ならなかつた
 のも、思うに当然であつた。そういう形でし
 か改良も実現できなかつたであろう。唐初の
 ごとき食実封判の在り方には、唐初における
 ごとき国家の「戸」支配の内容が対応してい
 たからである。これに対するに

開元中、玄宗修道德、以寛仁爲理本、故不
 爲版籍之書、人戸浸溢、隄防不禁。丁口轉
 死、非舊名矣。田畝移換、非舊額矣。貧富
 升降、非舊第矣。戸部徒以空文總其故書、
 蓋得非當時之實(35)

とあるごとく、玄宗開元期にはとほやそれと
 遠く隔たつていたのである。

五、おわりに

時期的には唐の初期より高宗朝以後、玄宗
 開元期にかけて、制度的には「凡一戸則以
 一丁歳調給之」↓「三丁已上、一分入國」
 ↓「均爲三分」↓「以三丁爲限」という形式
 推移に着目しつゝ、およそ唐朝前半期の食実

制について、これまで私は述べてきた。そして、その分析の関心は、まずは封戸の存在条件とそれをめぐっての問題であり、さらにはそれと不可分の関係にある、以て封戸に充つべき「百姓」^レ「戸」^レの存在形態および国家の「戸」^レ支配の在り方如何という問題であつた。唐では、封家が封戸として所定数の「百姓」を一定地域に賜与せられたらば、そこに現在する各封戸の実状に即して、含まれている課丁数に見合う封物額を収納しえられたからである。

しかしして、唐前半期における食実封制の推移を右の関心よりみてみた結果、そもそも「舊制」から「開元中定制」への移行の間には、そうした改良を余儀なくさせた高宗と睿宗期における当該制度の展開を中には、それの以前と以後とで分かれるかごとき無視しえない社会の変化が照応していたと考えられる。

第一。唐初から不均等な「戸」^レの存在が事

実としてはあつたが、たゞし高宗期以前には
国家がそれを自然的な発展のままに放置して
いたとはみとめられず、或いは上からの「戸
操作を通じて不断に一丁男以上を含む課戸の
創出・増大を意図し、或いは他方で極端な多
丁戸の出現には一定の規制を加えていたと見
受けられる。同時にこの段階には、食実封制
は、一般規定のもとに或る程度まで適法的に
運用されていた。したがって、国家のこうし
た「戸」支配と食実封制の運用との在り方か
らみても、一封戸当封丁数を二丁已下に止め
るべく意図した「舊制」は、かかる段階の社
会的現実にもそ対応していたのである。

第三。しかるに高宗中晩期〜睿宗期には、
数十年にわたるこの時期を通じて「百姓」
「戸」の階層分化が進展し、没落下降してい
く階層の他に、新たに上昇する階層と生み出
されたものと推察され、中宗景龍年間毎年六
十余万丁を占める迄に拡大していた封丁の数
は、封家の多丁戸漁りとして思うにこうした

階層の封戸によって満たされることも多かつたであろう。しかして、三封丁已上の封戸が今や常態で下りあるというごとき状況に下り至つていたのであつて、すでに「舊制」は現実的な機能を失なつていたのである。そしてまた、「百姓」「戸」の間に新たな階層分化が進み、三丁已上の封戸のごときを玄範に出現せしめるに至つたこと自体、当時の国家権力が現存の「戸」を維持する機能を十分に果たしえなくなつていったことを示している。

第三。し下かつて玄宗による「開元中定制」は、以上のごとき事態を歴史的な前提とし、それに対して政策的対応であつた。この政策で、四丁已上の封戸を追求することが経済的に無意味にせられ、「自徴」等の不正行為もまたその途を最終的に絶たれ、課丁に占める封丁の数が今や大幅に減少したであろうことは疑ない。しかるに、一方でこれは、そもそもこのうし下制度的な改変を余儀なくさせたところの

背景——三丁巳上封戸の如きを広範に出現せしめるに至り、国家の「戸」把上の問題にまでは改変の予が及んではいないのである。すなわち、眼前にある多丁戸の広範な存在という現実には目を拂ふ、むしろ“封戸の存在形態を捨象し「食実封制」へと歩みを開始してゐるのである。そこにはもはや、強力な「戸」支配・把握の裏づけをもつ唐初の食実封制のごとき面影はない。